午前10時29分開会

〇西岡委員長 皆様おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。 着座にて進行させていただきます。

8月26日の議会運営委員会におきまして、令和6年第2回定例会から試行実施している委員会のライブ中継、映像配信につきましては、令和6年第3回定例会も引き続き試行実施し、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、その他の公式な会議は原則として対象とすることが確認されました。したがいまして、当委員会も本日からライブ中継、映像配信を実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

欠席届が出ております。教育担当部長が通院のため欠席となります。

本日の日程をご覧ください。議案審査が2件、報告事項は、子ども部、保健福祉部、と もに4件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づきまして、委員長から議長に申し入れ、教育長にご出席をしていただいております。教育長、ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入らせていただきます。

議案第40号、千代田区立富士見わんぱく広場条例を廃止する条例について、執行機関の説明を求めます。

〇吉田児童・家庭支援センター所長 すみません、教育委員会資料1をご覧いただきたいと思います。議案第40号、千代田区立富士見わんぱく広場条例を廃止する条例についてご説明いたします。

まず1番、廃止等の理由についてでございます。

富士見わんぱく広場は平成22年4月のPFI手法による開設に伴いまして、指定管理者による公設民営の施設として児童健全育成機能、児童館的事業、学童クラブ事業及び拡大型一時預かり保育事業等を行ってまいりました。このPFI及び指定管理の期間が令和6年度末までとなっておりますことから、令和7年度以降の運営方法について、これまで庁内で検討を行ってまいりました。

引き続き、民間のノウハウを活用し、運営の柔軟性や継続性等の観点から民設民営方式とすることとしたいと考えております。民設民営方式による運営に当たっては、施設を事業者に貸し付けるため、普通財産とする必要があります。そのため、千代田区立富士見わんぱく広場条例を廃止するとともに、必要な規定整備を行う必要がございます。

以上が、廃止等の提案の理由でございます。

条例の内容でございます。

今回廃止するのが千代田区立富士見わんぱく広場条例でございます。併せまして、一部 改正を行いますのが学童クラブ条例ですね。こちらについては、今、富士見わんぱく広場 が入っておりますが、ここを民設民営にするため、削除するものでございます。

ともに、施行期日は令和7年4月1日。

また、経過措置といたしまして、まず1点、利用料金、学童クラブの育成料の還付が必要になる場合、条例廃止した後もその対応ができますよということで、一つ、経過措置を設けております。

また、損害の賠償について、発生した場合についても同じく、この条例を廃止した後も 対応できるようにということで、経過措置を設けております。

3番、今後の取組みの予定でございますが、まず来年度に向けましては学童クラブ事業の拡充を予定しております。現行、富士見わんぱく広場は学童クラブ第1、第2を合わせまして定員110人となっているところ、新たに、旧九段中学校の敷地内にあります旧お茶の水幼稚園の建物を改修いたしまして定員40名程度の学童クラブを令和7年4月1日に開設する予定でございます。

次のページに移っていただきまして、旧お茶の水幼稚園の建物を使用できる期間が、現時点では令和7年度から令和8年度までの2年間となっております。令和9年度以降については、ニーズ等、状況を踏まえまして対応を検討してまいります。

今後の予定でございますが、この第3回区議会定例会におきまして、千代田区立富士見わんぱく広場条例廃止の議案が可決、成立されましたら、10月以降、運営事業者公募等の手続を行います。12月には事業者を決定して、手続を進めまして、3月までの間、次年度に向けた準備を行ってまいります。

添付の資料もご覧いただきたいと思います。まず、今回廃止いたします千代田区立富士 見わんぱく広場条例を、別添1としておつけしております。

この条例の名称、位置、あと実施する内容、そういったものの関係、あとは様々、利用 時間ですとか手続等の関係を記載しております。

別添2が千代田区学童クラブ条例で、こちらは一部改正するものでございます。区立の 学童クラブ、四つに加えまして、今回、富士見わんぱく広場も入っておりますので、この 部分を削除いたします。

次に、参考といたしまして、資料の別添3をご覧ください。現在、区内にあります児童館、あと学童クラブの一覧をおつけしております。区立、公設民営、民設民営と、三つの運営区分ございます。それぞれの説明、運営事業者、あと併設といいましょうか、一緒にございます小学校も備考として記入しております。また、右側は配置図でございます。ご説明は以上でございます。

〇西岡委員長 はい。ありがとうございます。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

〇牛尾委員 幾つかあるんですけど、まず施設を業者に貸し付けるために普通財産とする 必要があるということですけれども、あそこは小学校があって、学童も入っている複合施設なんですけれども、つまり、その複合施設の中の学童の部分だけを普通財産にするという認識でよろしいんですかね。

○吉田児童・家庭支援センター所長 はい、そのとおりです。

〇牛尾委員 あと、いま一つ、旧九段中内の旧お茶の水幼稚園の施設も学童に新たにするということですけれども、富士見のわんぱくの学童と、ここの旧九段中学校内の学童というのは同じ事業者で行うという認識なのか、それとも別々の学童にするということなのか、どちらですか

〇吉田児童・家庭支援センター所長 同じ事業者による公募を予定しております。

〇牛尾委員 富士見のわんぱくのところと、旧九段中内の学童を事業者で行っていただく ということで、これから公募を行うということですけれども、公募を行う場合ね、当然複 数事業者が手を挙げる可能性が当然あると。そうなった場合、今までのアンファンさんが 行うということは限らないわけで、もし違う事業者になったとすると、これまで接してき た先生方と子どもたちの関係が消えるわけですよね、保護者とも。そこについては、引継 ぎとかね、そういった手だてなどをどのように考えていらっしゃいますか。

〇吉田児童・家庭支援センター所長 引継ぎについては、今後公募を行う場合には、その 内容等を明示していきますけれども、例えば令和7年に入ってから、1月から3月までの 間に引継期間を、おっしゃるように設けまして、もし仮に別の事業者になる場合には、今 の事業者さんのところに新しい事業者さんの職員も入ってもらって、少し移行期間という んでしょうか、慣れてもらう期間というのを設けたいと思っています。

〇牛尾委員 今の事業者さんはどのような意向を示しているんですか、アンファンさんは、 来年4月からについては。

〇吉田児童・家庭支援センター所長 まだ正式に公募をしていないので意向は確認していないんですけれども、何というか、たまにお会いしてお話を聞くと、先々もできたら運営したいというふうなことは、以前言っておりました。

〇牛尾委員 当然ですよね。これまですっと保護者さん、子どもさんたち、一緒に保育してきたわけだから、関係を切りたくないというのは当然あると思うんですけれども、公募せざるを得ないですからね、新しく公設民営でやるわけだから。

もし仮に、ほかの事業者さんになったとします、ただやっぱり、これまでアンファンの下で働いていらっしゃった指導員さんとか職員さんの方々というのも同じところで働きたいと思っているだろうし、やっぱり事業者が変わっちゃうと、今度は仕事がなくなる可能性があるので、その場合ね、例えばそこの指導員さんを新しい業者さんに雇用してもらうとか、そういった手当も必要になってくると思うんですけども、その辺の考えについてはいかがですか。

〇吉田児童・家庭支援センター所長 今のアンファン富士見さんの今の指導員さんですね、その雇用形態だとか、そういったところにもよるのかなと思いますので、一概に言えないかと思いますが、もしそういったご希望のある方がいて、何というんでしょう、お互いにそういうこともいいんじゃないかという話になれば、そういった対応もあり得るのかなと思いますが、いずれにしてもまだ公募前なので、そういったところはまだ決まっておりません。

〇牛尾委員 あとね、最後に、ちょっとここの委員会の所管じゃなくなってしまうかもしれませんけれども、このようにPFI期間が切れました、そうなって事業者を変えなければいけない、ただ新たな事業者になってしまったら子どもたちと保護者に大きな影響を与えるということになるわけで、やはりこうした教育機関をPFIで行う、最初はいいかもしれませんよ、資金とかね、民間がやるわけだから。ただ、このようにPFIの期限が切れました、その後に混乱が起こってしまうというようなことはやっぱりあってはならないと私は思う。施設の管理運営だけだったらいいですよ。やっぱり学童の運営とか、そういったところまで大きく変わってしまうとなると、影響が大きいと思うんですよね。やはりそうした、まあ、指定管理もそうだけれども、民間で行うということが、こういった学童についてもね、本当にいいのかどうかというのは1回検証する必要があるとは思うんですよ、PFIについてはね。そこはちょっとご検討いただきたいと思うんですけども。

〇吉田児童・家庭支援センター所長 まず、今回の富士見わんぱく広場については、おっしゃるように、何というんでしょうか、事業者さんが変わって、子どもたちの、特に生活に影響が出ないようにというところは非常に重要だと思いますので、今後、公募の手続を進めていく中でも非常に重要なポイントとして、例えば要求水準等に何かしら明記するとか、プレゼンテーションときにそういったところも確認するとか、そういったところをしっかりやっていきたいと思います。

また、民設民営について、そのものについて検証という意味でも、これまで千代田区立の学童クラブは4か所ありまして、そのほかは全部、民設民営でやってきておりますので、ちょっと今後の取組になりますけれども、そういったような意味で、民設民営のクラブがしっかり機能しているか、しっかり子どもたちに放課後を健全にお過ごしいただいているかというところは、何かしらの検証の取組が必要かなと思っております。

〇牛尾委員 もう一回、聞かせてください。公設民営ということですけれども、これを直営にしようというような話は出なかったですか。

〇吉田児童・家庭支援センター所長 直営は、何というか、議論には出ておりません。私 としてもなかなか職員確保であるとか、そういったものが既存の学童クラブでもなかなか、 区立のほうですね、なかなか厳しいところもあるので、なかなか今の状況では難しいかな と思っております。

〇西岡委員長 PFIもメリット、デメリット、いろいろあると思いますけれども、最善を尽くしていただいていると思いますし、利用者にとにかく影響が出ないよう、工夫をお願いいたします。

ほかにございますか。

〇池田委員 この地区なんですけれども、以前にも民間の学童さんがかなり拡充をして、 人数も増やしておりました。今後の取組の中で新たに40名の定員ということで増やして いる。実際に今ここの富士見地区で、これだけの需要というのかな、確かに児童数は増え ているんですけれども、敷地が全く、施設がばらばらなんだけれども、あえて同じ事業者 さんにこれを頼むという計画なんですか。

〇吉田児童・家庭支援センター所長 同じ事業者さんにお願いするということとしておりまして、その理由といたしまして、離れておりますが、そこそこ近いといいますか、そこまで遠くない、歩いてすぐに行ける距離というところがございますのと、あと、何というんでしょうか、ニーズの部分でも、今の富士見わんぱく広場と、近隣に1か所あります民間のクラブ、こちらが今は結構多い状態になっていまして、ただ、今後のニーズの状況によってはそこで収まる可能性もある、ただ、まだ見通せない部分もあるので、一旦ここのクラブを開いて、今の増えている、なかなかいっぱいの状況というのを解消したいというのがまず1点でございます。

そうしたときに、先々、ひょっとしてニーズによっては閉じてしまうかもしれないという状況では、なかなか民間の事業者さんにやってもらうというのは難しいと思いますので、富士見わんぱく広場はちょうど同じタイミングで指定管理が切れる、そこの公募もしなきゃいけないというタイミングですので、一体的に公募しようというところで、このようにやっているところでございます。

〇池田委員 今回、わんぱく広場条例の廃止ということですけれども、もう一点確認させ

ていただきたいのは、学童クラブの拡充で新たに旧お茶の水幼稚園の改修ということですけれども、使用する場所は幼稚園の施設だったところだけなんでしょうか。というのも、あそこの普通教室だったりとか体育館だったりとか、まだ使用できるところは当然あると思いますけど、まだそこは教育施設ではないという認識でいましたけれども、そこのところについて、ちょっと確認させていただきたいんですけれども。あくまでも旧お茶の水幼稚園の建物を改修するという解釈でよろしいんでしょうか。

〇吉田児童・家庭支援センター所長 学童クラブとして利用しているのは、そうですね、 旧お茶の水幼稚園の建物ですので、そこの1階部分というんでしょうかね、2階が体育館 となっておりますところの1階部分の改修を行います。

ただ、実際の利用といたしましては、校庭もございますし、場合によっては体育館もございます、ただ、別の事業で使うところとの兼ね合いもありますので、今どのように使うかというのは決まっていないんですけれども、そこは今後調整していきたいと考えております。

〇池田委員 それで、今の、使われている富士見わんぱく広場の事業者さんですけれども、 十分、人数的には確保されていたんだと思っております。あそこも学校と併設しています から、当然、学校の体育館も使っておりますし、非常に子どもたちも元気に過ごしていた 環境だったのかなと思うんですけれども、今度、実際にもう一つ、場所を増やすというこ とで、新たな事業者さんがそれだけの人数が確保できるのかというところは、まだ、おっ しゃっていたように何とも分からないのかもしれないけれども、あえて拡充したという理 由は、それだけ人数が増えているという事情があるとは思うんですけれども、とは言いな がらも、低学年の子どもしか使えないという実情がやはり、どこの地域もそうなんだけれ ども、せっかく拡充したのであれば、もう少し幅広に受け入れるというようなところも踏 まえて、新たな事業者には対応していただきたいと思うんですけれども、その辺りはいか がでしょう。

〇吉田児童・家庭支援センター所長 なかなか今の現実としては定員に限りがありますので、優先度の高い、小学校の1年生、低学年のお子さんで大体は、富士見わんぱく広場の大半が埋まってしまうという状況にあります。ただ、募集としましては小学校6年生まで、どこの学童クラブも千代田区では募集しておりますので、今回ここができることによりまして、少し場所は離れてしまいますけれども、そういった中学年、高学年のお子さんも利用できるというんでしょうか、よりゆとりを持って利用できるようになるのかなというふうに考えております。

〇池田委員 もう一個確認したいのは、この富士見地区だと、児童館という施設が、ちょっとわんぱく広場とは違うイメージがあると思っています。拡充するのは、学童クラブを拡充するということで、入っていない、入れなかったお子さんたちに対しても、しっかりと児童館施設としての利用の仕方というのは、もし事業者が変わったとしても、十分利用できるというところは確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

〇吉田児童・家庭支援センター所長 今回、来年度の募集を行うに当たりまして、学童クラブだけではなくて、今回やっております児童館的需要、こういったものをしっかり継承して行っていくということで、位置づけですとか、行う取組の内容ですとか、そういったものはしっかり明示して、しっかり来年度も運営していくようにというのをやっていきた

いと思います。

〇西岡委員長 はい。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。以上で質疑を終了とさせていただきますが、討論はいかがいたしま しょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。それでは、討論は省略させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。それでは、これより採決に入らせていただきます。

ただいまの出席者は全員です。

議案第40号、千代田区立富士見わんぱく広場条例を廃止する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第40号は可決すべきものと決定いた しました。

以上で、議案第40号の審査を終了とさせていただきます。

次に、議案第41号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、執行 機関の説明を求めます。

〇大塚保険年金課長 それでは、議案第41号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正 する条例について、保健福祉部資料1に基づき説明いたします。

項番1、改正の目的でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正 法の施行に伴う被保険者証の廃止並びに国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急 患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予の取扱いについての通知に伴う急 患等として、医療機関を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予について、規定を整備 する必要があるため行うものです。

項番2、改正の内容でございます。

1点目が、令和6年12月2日以降、被保険者証の廃止及び短期被保険者証の仕組みの廃止に伴い、規定の整備を行うものです。

2点目でございますが、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付について、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として、最長1年以内の期間を限って徴収猶予可能とするものでございます。

項番3、施行期日は令和6年12月2日から施行となります。

項番4、経過措置といたしまして、改正後の第23条の規定、急患等として医療機関を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予期間につきましては、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以降の期間に係るもの及び令和7年度以降の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち、令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとなります。

項番5、新旧対照表でございますが、別紙のとおりとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

〇牛尾委員 マイナンバー、マイナ保険証、現行の保険証を廃止して、そういう方向に持っていこうという条例だと思うんですけれども、幾つか聞きますけれども、まず保険証の廃止及び短期保険証の仕組みを廃止ということですけれども、まず短期証を今区民の方で〇牛尾委員 短期証というのはね、保険料を滞納している方についてもちゃんと、窓口で10割負担をしないようにということで発行されるものですけれども、10月に廃止しているということは、短期証の対象の保険料を滞納されている方についてはどのような対応を行っているか。

○大塚保険年金課長 滞納の方につきましては、電話等でご来庁を促したり、それから滞納になるべくならないように、そういった相談等を丁寧にやるということで、短期証はそもそも発行が数的には少なかったんですけども、その必要性があまりないということで、この条例改正に先んじて、昨年廃止しているところでございます。

〇牛尾委員 では、そうした方には現行の保険証が与えられているということでよろしいですか。

○大塚保険年金課長 一応、滞納期間がやはり長くなって、1年以上になりますと、保険証の方はお返しいただくという形になってしまいます。今、資格証明書というものを長期滞納者の方には交付している状況でございます。

〇牛尾委員 そうですよね、資格確認書、資格証明書かな。これは一旦窓口で10割の医療費を払わなければいけない、後から還付されるという仕組みですけれども、なかなか経済的に大変な方々というのは、一旦10割を払うのは、とんでもない話になると思うので、我々はこうした仕組みに反対しているんですけれども。

その資格証明書ですか、これは12月2日以降、どうなんですか。

- ○大塚保険年金課長 今度、制度改正で資格証明書というのもなくなりますけども、資格 証明書に代わって、通知という形でお知らせすることになります。
- 〇牛尾委員 つまり通知というのは、通知をもらった方というのは、医療費の窓口負担は 12月2日以降はどうなるんですか。
- ○大塚保険年金課長 資格証明書のときと同じで、10割負担になるという形になります。 ○牛尾委員 先ほど言ったとおり、なかなか、保険料を払えるのに払わない人はそういった対応も必要だと思うんですよ、だけれども、なかなか保険料を払いたくても払えない、なかなか払うことができなかったという方については、やはり一定程度、そうした通知で10割負担をペナルティーみたいに行うということじゃなくて、もちろん丁寧な対応をされていると思うんだけれども、さらにね、やっぱり柔軟な対応というのかな、それが必要だと思うんですよね。そこはしっかりお願いしたいんですけども。
- ○大塚保険年金課長 制度上、どうしても1○割負担をお願いするという部分もございますが、常日頃から、滞納されている方にも丁寧に対応していますけども、今後も、保険証が廃止になるということも踏まえまして、そういった面でもご相談や対応を丁寧にしていきたいと思っております。
- 〇牛尾委員 よろしくお願いします。

ちょっと本題に入っていくんですけれども、今回の条例改正は現行の保険証を廃止する と、これはマイナンバーカードを普及していく、そのための保険証の廃止と私は思うんで すけれども、そこはいかがですかね。

○大塚保険年金課長 当然、国のほうはもう、来るべきデジタル化、DX社会に向けて、マイナ保険証はメリットもございますので普及していくということで推進しているところでございます。ただ、あくまでも、保険証が廃止になっても、マイナ保険証というものは強制ではございませんので、区としてもマイナ保険証のメリットなどを周知しながら促進していくんですけども、そこは全て強制的にマイナ保険証にするものではないという制度と認識しております。

〇牛尾委員 当然、法律にも、マイナンバーカードを持つかどうかというのは本人が希望 するかどうか、これによるとなっていますから、当然そうだと思うんですよ。ただ、保険 証は廃止されますよ、切り替えてくださいねということをあちらこちらから言われるということは、もうほぼ、半強制的にやっているとしか、私はもう思えないんですけれども。 まず、現在、マイナ保険証を持っている区民の方というのは大体どれぐらいの割合なん

○大塚保険年金課長 まず、区民の皆様でマイナンバーカードを保有している方は7月現在で7割でございます。国民健康保険の被保険者の方でマイナ保険証を保有している、登録済みの方が、7月現在で44.17%でございます。

〇牛尾委員 半分も行っていないわけですよね。

ですか。

これまでは、現行保険証については、保険証、あと子どもの医療証は自治体から自動的 に送られてくるんです。これはなぜですか、理由は。

〇大塚保険年金課長 被保険者証につきましては、保険者証の交付というのは国民健康保 険条例の施行規則で定めています、6条で。被保険者に対しては、世帯主に対して被保険 者証を発行するという形に基づいて、漏れなく配付しているというものでございます。

〇牛尾委員 被保険者の方々がちゃんとした医療を受けられるということを、自治体としてしっかり責任を持ってやるということだと思うんですよ。

今度、マイナ保険証に移行すると、マイナンバーカードは更新しなければいけませんよね。そうなると、更新し忘れることもあり得る。更新し忘れた場合、マイナ保険証についてはどうなりますか。

〇大塚保険年金課長 更新し忘れますと、失効してしまいます。やはりそういった方、お気づきになればいいんですけれども、お気づきになればこちらからも、もしお問い合わせがあればご説明いたしますし、それから失効して、取りあえず当面は保険適用を受けたいんだというときには資格確認書というものを交付いたしまして、そちらを提示いただければ保険の適用が受けられるというところでございます。

〇牛尾委員 つまり、これまでは自治体が責任を持って保険証を送りましたと。今度は、マイナ保険証になってしまえば、自ら、10年、子どもの場合は5年、自ら更新しないといけない。し忘れると、医療費の窓口負担が一旦10割、資格確認書なんて、すぐ来ないでしょ。そういうことが起こる。まあ、本当に、自己責任になるんじゃないかなと、私なんかは思うんですけれども。しかも、更新料は今のところ無料となっていますけれども、今後、更新料が必要になるかもしれない。そこについては何か情報がありますか。

○大塚保険年金課長 今後、更新料が必要になるか否かのただいまのご質問については、 今後の情報はまだ入っていないところでございます。 〇西岡委員長 だから、更新忘れをしないような促しが必要というところなんだと思うんですけど。

はい。ほかにありますか。よろしいですか。

牛尾委員。

〇牛尾委員 最後に、今のマイナ保険証については、区民の方は5割も登録していないということです。先日この委員会でも医療機関からも、現行保険証を残してほしいという陳情も出されております。

なぜ、区民の方がこれだけ登録をしないのか。そこについては、区としてはどのように 考えているんですか。

〇大塚保険年金課長 やはり一つ、大きな要因としては、現在、まだ被保険者証は来年9月いっぱいが有効期間のものが交付されております。ですから、マイナ保険証に切り替えていない方も来年9月いっぱいまでは、従前と同じく保険証を提示することで適用が受けられるというところが一番大きいのかなと思っておりますけれども、やはり正しく区民の皆様にご理解いただく、まだまだ周知のほうが十分ではないのかなというふうに考えております。

〇牛尾委員 やはりいろんなトラブルが起こって不安に思っている、そこが一番なんじゃないですかね。いかがですか。

○大塚保険年金課長 一時かなりトラブルが起きて混乱したという状況がありましたが、 最近になりますと、私ども保険年金課のほうにもそういったトラブル、困り事の相談はほ とんどなくなってきている状況でございます。

〇西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

〇池田委員 すみません。確認させていただきたいところは、新旧対照表のところの徴収 猶予なんですけれども、旧のところは6か月以内の期間というところでアンダーラインが 引かれている。これ、新のところだと6月になっているんだけれども、これをちょっと説 明していただけますか。

〇大塚保険年金課長 こちらは6か月を6月としたというところでございます。これは表現、文言の整理というふうにお考えいただきたいと思います。

〇池田委員 いうことは、全国的に条例改正の整備をするということで、今まで6か月だったのが、可能となる猶予が1年になったというところでよろしいんでしょうか。

〇大塚保険年金課長 こちらは7月4日、本年の、厚生労働省から来た通知で、こういった事例が示されております。

急患等として医療機関を受診した被保険者の猶予期間の設定について、本人が、この通知によると、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が分からない被保険者が急患として医療機関を受診し、直ちに即入院等が必要といったケースでございますが、この場合、本人に医療費の負担能力があるかどうかが不明、そしてまた負担能力があっても預貯金等を引き出せないと直ちに医療費を支払えないなどを理由として、生活保護部局、うちで言えば生活支援課になりますけれども、職権で生活保護医療扶助の開始を決定し、本人に代わり、医療機関に医療費を支払う場合があるとしています。生活保護を受給すると、国民健康保険などは適用除外となるため、職権で生活保護の開始が決定された場合も被保

険者資格を喪失いたしますが、本人に預貯金などの資力があることがその後に判明し、資力の活用が可能であれば、医療費の全額が本人に請求されることになります。

現行の仕組みでは、資力があると判明した時点から生活保護の開始決定まで遡って廃止することができないため、生活保護が職権で開始されたことで国民健康保険の保険給付も受けられず、本来であれば被保険者として医療費は1割から3割負担で済むにもかかわらず10割負担しなければならない、言わば制度のはざまで予期せぬ支払いが発生する問題が生じるとしています。

こうした事案の発生を未然に防ぐため、通知では、医療機関から一報を受けた生活保護部局から、一定程度の負担能力が想定されるものとして情報提供が医療保険部局に行われた場合、生活保護部局と適切に連携し、本人の資力の有無が判明し、かつ本人の資力が活用可能となるまでの間、生活保護部局において職権で生活保護の開始を決定する代わりに、医療保健部局において、当該保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予を最長で1年間とすることをお願いしたいという通知になっております。

この執行猶予期間につきましては、財産管理などのための成年後見人の選任まで、長くて1年程度かかるとされていることを踏まえて、徴収猶予期間を最長1年としているとされております。

以上です。

○池田委員 ちょっと説明が多かったので。何となく分かりました。

それで、重複するかもしれないんですけれども、区としても国の方針を含めたところに 付随しながら、マイナンバーカードの推進というのは引き続き推進していくという認識で よろしいんですよね。

- ○大塚保険年金課長 委員ご指摘のとおりでございます。
- 〇西岡委員長 ほかにございますか。
- 〇白川委員 マイナ保険証に変わることのメリットというのをお伺いいたします。例えば、 以前報道されたもので、一部の外国人が保険証を不正使用していた、使い回していたとい う話がありますが、そういったものを防げるかどうか。あるいは、ほかにもメリットがあ るなら教えてください。
- ○大塚保険年金課長 マイナンバーカード、マイナ保険証を利用するメリットでございますが、医療機関等を受診した際に、自身のお薬の履歴や過去の特定健診の情報等の提供に同意すると、医療等からより多くの種類の適正な情報に基づいた総合的な診断や、重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができるとされています。

医療機関等で高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証として使うことで、患者さんが一時的に自己負担したり、区役所で限度額適用認定証の書類申請手続をする必要などがなくなります。

また、マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収書を保管、提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続ができるというメリットがございます。

で、外国人の方もマイナ保険証を使って、やはり全く問題が起きないということはない というふうに認識しています。これは、日本の住民の方であれ、外国人の住民の方であれ、 そういったリスクはやはり引き続きあるというふうに認識しております。

〇西岡委員長 はい。よろしいですか。はい。

えごし委員。

〇えごし委員 様々ありがとうございます。やっぱり保険証の更新については様々不安に思われている区民の方も多いとは思うんですけれども、先日の公明党での代表質問でも保険証に関しての質問をさせていただいて、区としてもしっかりと相談体制も、一人一人に丁寧に行っていただいているということもお聞かせいただきました。その上で、出張所とか窓口に相談に来ていただける方にも丁寧に対応していただいていて、高齢者施設とかに対しても、ご希望に応じて出張してお答えする体制も整えているということで。

例えば、これが在宅で、なかなか出張所にも行けないという方に対しても、ご希望あれば、何かできるような体制というのもあるんでしょうか。

○大塚保険年金課長 専用のタブレット端末等がございますので、そういったお声、ご希望を聞いた場合は丁寧に、現場に出向くということも想定いたしまして、対応してまいりたいと考えております。

〇えごし委員 しっかりと対応していただいているので、それを継続しながら、さらにいろいろ、こうしてほしいという意見とかがあれば柔軟に対応してほしいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

〇大塚保険年金課長 区民、被保険者の皆様の様々なご要望、ご意見に対しては、前向きにお聞きし、受け止め、今後も対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

〇西岡委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。それでは、以上で質疑を終了させていただきますが、討論はいかが いたしましょうか。はい。

それでは、これより討論に入らせていただきますが、牛尾委員。

〇牛尾委員 議案第41号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、 意見表明を行います。

この条例は、12月2日、現行の国民健康保険証を廃止し、国保加入者に原則としてマイナ保険証への移行を半ば強制するものと言わざるを得ません。

8月に行われた東京新聞の世論調査では、現行保険証を残してほしいという声が約6割に上っており、マイナ保険証を使っている人の6割が、情報漏れなどの不安を抱えていることが世論調査で明らかになっております。また、全国保険医団体連合会が全国1万の医療機関を調査したところ、7割の医療機関でマイナ保険証に関わるトラブルが起きていることが明らかになっております。

マイナ保険証については、区内の病院からも、現行保険証を残してほしいという陳情も出されております。国民や医療機関からの不安の声がある下で、現行の保険証を廃止すべきではありません。そもそも、現行の保険証を残しても、何ら問題はありません。なのに、なぜ保険証廃止を強行するのでしょうか。国民の中で広がらないマイナンバーカードの普及を強引に進めるためのものではないでしょうか。

マイナ保険証に移行することにより、これまでは自動的に送られてきた医療保険証が、マイナンバーカード更新時に申請が必要で、申請し忘れると、窓口負担が10割になってしまいます。まさに医療に自己責任を持ち込むことになるのではないでしょうか。

また、今回の条例改定で、これまでの短期証や資格証明書は廃止されますけれども、通知という形で、一旦窓口負担が10割になる制度が残されることも明らかになりました。 保険料を納められない大変な世帯への丁寧な対応を求めたいと思います。このような問題を多数残したまま、現行の保険証の廃止は到底許されません。

以上の理由で、本条例案に反対いたします。

〇西岡委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

池田委員。

〇池田委員 議案第41号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例に対して、 賛成の立場から意見表明を行います。

本議案における改正条例は、国民健康保険法の一部改正法の施行により被保険者証が廃止されることに伴う規定整備と、厚生労働省通知に基づき、救急患者として医療機関を受診した被保険者等に係る保険料について徴収猶予が可能な期間の特例を定めるもので、いずれも全国的な制度改正に対応するために必要な条例改正であるため、本議案に賛成いたします。

〇西岡委員長 はい。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。これより採決に入らせていただきます。

ただいまの出席者は全員です。

議案第41号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇西岡委員長 はい。おのでら委員、池田委員、えごし委員、白川委員、はまもり委員、 富山委員。(発言する者あり)えっ。

あ、失礼しました。もう一度、改めまして言い直させていただきます。おのでら委員、 池田委員、えごし委員、白川委員、富山委員。はい。

したがいまして、賛成多数となります。よって、議案第41号は可決すべきものと決定 をいたしました。

以上で議案第41号の審査を終了し、日程1、議案審査を終わらせていただきます。 教育長ご退席のため、暫時休憩をいたします。教育長、ありがとうございました。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

〇西岡委員長 それでは、引き続き、委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。子ども部(1)令和6年度「おがちよ教育交流事業」の 実施報告について、理事者からの説明を求めます。

〇加藤子ども総務課長 それでは、教育委員会資料2に基づきまして、令和6年度「おが ちよ教育交流事業」の実施報告について、報告をさせていただきます。

本事業につきましては、今年7月23日から28日までの6日間で、区立中学校2校と 九段中等の前期課程の生徒を対象に小笠原村に派遣いたしまして、現地で環境学習、平和 学習、また文化学習等を実施いたしました。 まず、事業の目的でございますが、世界自然遺産である小笠原の貴重な自然や、戦争の 舞台となった小笠原の歴史、また独自の伝統を築いてきた文化等を学習し、様々な体験を 通して環境への意識を高めるとともに、豊かな人間性、平和・自然・文化を尊重する態度 の育成を図ることを目的として実施させていただきました。

続いて、派遣生徒でございますが、応募者は69名の方から頂きまして、そのうち論文と、それから面接をさせていただいた15名の方々を、今回は派遣生徒とさせていただきました。なお、急遽、米印のところに記載しておりますが、当日、ちょっと急病により1名欠席となりまして、14名の方というふうに、派遣生徒はなりました。また、事業実施中、大きなけがや病気はございませんでした。

続きまして、事業の内容でございます。

まず、事前学習会を3回実施いたしました。

1回目は6月5日で、小笠原村の観光局の事務局長をお呼びしまして、小笠原諸島や小笠原村についての歴史や文化、自然など、理解を深めました。また、一緒に保護者の方にも説明会を実施しまして、不安解消に努めたところでございます。

続いて、第2回については6月29日に、小笠原村と協定を締結している、墨田区にありますすみだ水族館にご協力いただいて、水族館を生徒たちと訪れて、小笠原の海の生き物についての学習をしたところでございます。

第3回の事前学習会は7月19日、もう1週間前といったところで、3班に分かれて、 各班のテーマ別に沿った内容について学んだところでございます。

次のページでございます。

続いては、本番の「おがちよ教育交流事業」ということで、6日間の概要を記載してございます。

まず、初日については出航式ということで、24時間の船旅といったところでございます。

2日目から、もう下船した後は、小笠原村の教育委員会主催の歓迎セレモニー、また世界遺産センター、また夜についてはナイトツアーなどに参加しまして、様々な星空であったり、また固有種のオガサワラオオコウモリ、またグリーン・ペペというのを観察したところでございます。

3日目につきましては、南島というところに、小笠原の父島から2時間ぐらい、船で出かけていったところになりますが、そちらのほうを訪れて、イルカと一緒に泳いだり、シュノーケリングをしたりという形で、海を堪能したというところでございます。

4日目は、各班に分かれて、それぞれフィールドワークをしたところでございます。その後、夕方は海辺の砂浜でビーチクリーニングをしまして、地元の中学生徒たちと協力して清掃を実施しました。ビーチクリーニングで数名と交流しまして、クリーニングが終わった後はバスケなどで一緒に遊んだりといったところもできたところでございます。

5日目でございますが、こちらについても最終日といったところで、海洋環境学習ということで、ウミガメの生態、また歴史、現状について学習をしたところです。それから小笠原村の教育委員会主催の送別セレモニーをした後、24時間かけて帰ってきたというところでございます。

最後に、事後学習会及び報告会ということで、事後学習会は2回行いまして、最後の報

告会ということで、教育委員の皆様のほうに、9月10日、報告をさせていただきました。 お手元に、カラーの冊子のほうがおありかと思うんですが。

- 〇西岡委員長 ありますか。(「ない」と呼ぶ者あり)
- ○加藤子ども総務課長 あら。ない。
- ○西岡委員長 ない。ないとの……
- 〇加藤子ども総務課長 すみません。申し訳ございません。ちょっとデータが多過ぎて、 なかなか厳しかったんですが、後で、後ほどお配りのほうはさせていただく予定でござい ます。
- 〇西岡委員長 PDF化してタブレットに入れることも可能ですし、どうにか、やり方を 工夫して共有させていただきます。
- 〇加藤子ども総務課長 すみません。申し訳ございません。

また、そちらについて報告をさせていただきました。

今後でございますが、7年度の実施につきましては、小笠原村の中学生の方々が来年9 月頃、こちらの中学校、麹町と神田一中のほうに訪れて、交流する予定になってございます。

また、7月の夏休みという時期が、小笠原村の中学生にとっては、実は本土のほうに来る、スポーツ大会などがどうしてもこちらで行われる関係で、どうしても入れ違いになってしまうというところもございまして、ちょっと実施の時期を考えたいなというふうには思っております。

ただ、ちょっと海が、この時期は非常にいい時期なので、ちょっといろいろ考えながら、様々、検討させていただきながら、やらせていただければなとは思っております。春先ですとホールウォッチングができるといったところもありますので、ちょっとその辺り、いろいろ検討しながら、実施の時期を検討させていただきながら、実施させていただきたいと思ってございます。

私からの説明は以上でございます。

- ○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。
- 〇白川委員 こういった教育というのは、例えば米を作ることを知ることと、実際に米を作ってみて土を触ることとの違いというのが、その経験というのが重要であるという点で、 今後も進めていただきたいと思うんですが。

4日目の平和学習班、これが具体的にどういうことをやったかというのを教えてください。

〇加藤子ども総務課長 戦跡、写真のほうでも見させていただいておりますが、太平洋戦争のときの戦跡を様々巡らせていただいたところでございます。日本軍が、アメリカが船で来たところ、この写真の一番右側ですけど、こちらのほうへ大砲をすえつけて、そちらのほうで戦ったといったところになります。

それ以外には、小笠原村の本当にジャングルみたいなところに落ちている、アメリカの 戦闘機が墜落しているところを見たり、それ以外には船、海に沈没している、当時の沈没 船の辺りを見させていただいたり、またガイドの方々にその当時の状況をいろいろ解説し ていただいたりという形で、子どもたちはいろんな思いを抱きながら、今回見ていただい たかなと思っております。ある意味、本当に戦争の悲惨さといったところは子どもたちに 共通して認識されているところ、報告会の様子を聞いていると、そういうふうに感じているなというふうに思っているところでございます。

〇白川委員 ありがとうございました。こういった平和学習については特に否定するものではありませんが、気になっているのは、去年、平和使節団に参加して、ちょっとその時期というのに偏りがあるんですね。要するに戦争の最終盤、本当に日本が追い込まれて、本土決戦だ何だと言っているような時期ばかりのことを扱う。あるいは、その背景にあるところの、産業革命が起こって、それぞれの国で国内需要が満たされなくなって、外国に行って、植民地が広がって、その植民地主義がアジアに広がって、日本も植民地になるんじゃないかという恐怖をモチベーションにして、軍国、軍事力を高めていったというところがかなり無視されていて、後半の2年間ぐらいの、本当に日本が追い込まれて、もうかなりむちゃくちゃなことをやったと思うんですが、そういったところだけを取り上げて、戦争は駄目だというふうなことをやるというのを繰り返していて、これで本当に戦争を、何というんですか、戦争が起こらないようにするというのができるのかどうかというのが私は不安なものですから、平和学習を否定はしませんが、もっと背景知識とか、広いところですね、日本がどうやって、なぜこういったことをやったかというのも説明できるようなものになればいいなと思っております。いかがでしょうか。

〇加藤子ども総務課長 今、委員におっしゃっていただいたような視点で、ちょっとどこまでできるか、基本的には子どもたちの、ある程度、興味関心といったところ、自主性を踏まえて今回取り組んでいただいたところでございますが、ある程度、大きな流れの歴史を踏まえて平和学習していただくというところも重要だと思いますので、その視点も踏まえて来年度実施に向けて検討させていただきたいと思います。

○西岡委員長 はい。

えごし委員。

〇えごし委員 今回、「おがちよ教育交流事業」ということで、無事故で終えられたことはすごいよかったと思っております。交流事業ですので、小笠原の子どもたちや教育委員会の方たちから、どういった意見があったかなと。もしあれば、教えていただきたいと思います。

〇加藤子ども総務課長 小笠原村の教育長と様々な意見交流のほうもさせていただきました。その中で、実施時期について、今回7月に行ったんですが、子どもたちの交流をメインに考えると3月頃のほうがいいんじゃないかというようなお話も頂いたところではございます。ただ、どうしても、その頃ですと海がかなり荒れるというようなことも聞いておりますので、子どもたちの体調といったところも踏まえながら、ちょっと実施の時期は探らせていただければなと思ってございます。

〇西岡委員長 多分、今のえごし委員の趣旨というのは、事務的な時期の調整だけではなくて、地元の方との交流した、こちらと、要は都心の子どもと島のお子さんで交流したとか、教育委員、今回はお子さんとの交流がなかなかなかったと思いますけれども、交流したメリット等、デメリットもあったかもしれませんが、そこについてはどうですかということだと思います。お願いいたします。

〇加藤子ども総務課長 すみません、申し訳ございません。

大人の方々とは様々交流させていただきました。もちろんガイドの方から様々なお話を

聞くといったところもそうですが、様々な施設に行きまして、子どもたち、まあ、すごく

積極的にコミュニケーションを取っていただいて、例えば今回出航した船の中で小笠原村の方々から話しかけられて、そういうところで会話をしたり、また、島に行ってからも、子どもたちが、もう本当に積極的にそこの施設の方々へ様々な質問をしてコミュニケーションを取ってきたといったところもありますので、そういったところは無事、交流自体はできたのかなと思っております。ただ、ちょっと子どもたちとの交流が少なかったというところがちょっと、私どもとしましてもちょっと残念だったなと思ってございます。 〇えごし委員 本当に、小笠原村に行くということはなかなかない機会でもありますし、もちろん、皆さんのこの経験してきた、すごいいい経験をされてきたということで、また、

ていただきたいというふうに思いますので、お願いします。 あと、後の事前報告学習会で、ユーチューブで録画配信をして、水族館とか教育委員会 の方に見てもらったとあるんですけど、ぜひ、せっかくのあれなので、千代田区の公式ユ ーチューブとかでも流して、例えば区民の皆さんも、しっかりこの事業について知ってい ただけたり、あ、こういうことをして学んできたんだということを分かるようにしていた だいてもいいのかなと。これは平和使節団のときもあったんですけれども、していただき

小笠原村の人々、また、お子様もそうですし、関係してくださった村の人たちも含めて、 またいろいろ意見もお伺いしながら、今後に継続していく上で、よりよいものにしていっ

〇加藤子ども総務課長 ユーチューブの配信につきましては、子どもたちをそのままどこまで出せるかといったところ、プライバシー保護の観点からもちょっといろいろ検討させていただきながら、私としてもオープンにできるところはオープンにさせてもらいたいとは思ってございますので、ちょっと検討のほうをさせていただければと思います。

〇西岡委員長 はまもり委員。

たいなと思いますが、いかがでしょうか。

〇はまもり委員 まず、えごし委員との関連でもあるんですけれども、子どもたちが、船の中で、まちの人と交流をしたり、また自然体験をした中で、どういったことを学んだとか、どういったことがよかったという、もう少し感想であったりとか、言っていたことを教えてください。

〇加藤子ども総務課長 子どもたち、本当、村の方と、例えば船の中で、そのとき、ちょっと、村の方はもう、少し飲んでいたような状況でございましたが、それの中でも、子どもたち、普通に対応して、村だとこういうことができるよとか、例えば、火曜日に大体おがさわら丸が小笠原に着きますので、そのときになるとスーパーが、一気に物が入ってきて、そういったところを見るのと、例えば、もう帰る日の金曜日になりますと、もう村のスーパーから物がほとんどない状況といったところを聞いていたりとか。

それから、あと、星空の観測であったり、グリーン・ペペを見る中で、もう本当に村の 方々と、今回ガイドしていただいた方々と様々な、ここの星座は何だとか、例えばグリー ン・ペペも、本当にちっちゃいキノコなんですけども、それを探すのに、みんなで和気あ いあいとやりながら見ていたというような、様々なところで交流のほうを楽しんでいたと いうふうに思っております。

〇はまもり委員 ありがとうございます。本当に自然とか人と交流する中で、異文化、同 じ日本であっても、違う地域の中で生活とかが見えたのかなと、すごくすばらしい経験だ ったのかなというふうに思いました。

で、先ほど平和の学習って話でもあったんですけど、国際平和の担当との連携であったり、あるいは役割分担というか、この事業自体も、国際平和のほうでも、今回、平和事業団の話であったりとか、あとシンガポールに行ったりとかといったこともあると思うので、その辺の役割分担、事業分担というのは、どういうふうに考えているか教えてください。〇加藤子ども総務課長 今、まさしくシンガポールのほうは、団員を決定しそうなところだとは聞いてございます。様々、平和学習の中でも、やり方があるなというふうに思ってございますが、今回はあくまでも、小笠原という、まさしく歴史的に、太平洋戦争中は、本当、疎開を皆さんさせられて、住民が一気にいなくなった時期があるというような特徴がある島というか、村でございます。そういったところであったり、また、ほかの戦跡が残っている箇所、場所とはちょっと全然違うところだと思ってございます。

で、我々とすると、あくまでも小笠原の平和学習というだけではなくて、それ以外の部分も、今回、学習させていただいているといったところがあります。ですので、一概に簡単な比較はできないところだとは思ってございますが、内容については、かぶることがないよう、また先ほど白川委員のほうからご指摘いただいたような、歴史的な経緯といったところも、また、いろいろ踏まえて、どういうふうに子どもたちに学習してもらえるのかといったところは、様々検討のほうをして、また次回の実施につなげていきたいと思ってございます。

Oはまもり委員 はい、分かりました。国際平和との連携というふうな話をしたのは、す み分けはあると思うんですけど、連携できるところは連携していただきたいなというふう に思ったところです。

また、役割といったところにも関連するんですけれども、こういった事業は、やるとやっぱりすばらしいですし、皆さんが工夫してやっていただいているというのは分かるんですけれども、この事業をどうやって評価していくのか。心配しているのは、すごく大事なこととか、学べることって、いろんな地域にあると思うんですけれども、それをずっと拡大していくということが、事業的にも、職員数的にもできないんじゃないかと。そういったときに、この事業をきちんと継続できるように落とし込んでいったりとか、見直しを図っていくといったことがあると思うんですが、どうやって評価をしていくのかというところも教えてください。

〇加藤子ども総務課長 多分、一番そこが、本当に難しいなというふうに思ってございます。子どもたちが、今回の事業を通じて成長を感じられるといったところが、多分、一番の評価のポイントになってくるかなといったところは、これは間違いないと思ってございます。そこが具体的に、今回は本当、見られたといったところについては、多分、親と一緒には、保護者とは別で、基本的には友達とは一緒ですけども、保護者がいない状況の中で、初めてこういったところに、まさしく船で24時間の旅をするといったところは、初めての経験。

また、それを経験して、行く前と行った後の子どもたちの姿勢や態度を見ますと、かなり成長したなというふうに思ってはございます。ただ、それは本当に、前後を知らないと分からない部分があると思いますので、その辺りをどういうふうに見ていくのか。また、我々としたら、事前学習会での評価、また、その後、事業を実施したときの評価、それか

ら事後報告会での評価といったところを、様々、子どもたちの様子を見ながら、その事業 の評価といった部分に直結して関わりますので、そういったところを検証のほうをさせて いただきたいなと思っております。

〇西岡委員長 牛尾委員。

いるわけですよね。

〇牛尾委員 今回、最初の小笠原に子どもたちが行ったということで、これは非常によかったことだと思うんですね。で、はまもり委員とも重なるんですけれども、せっかく、行ったって教育委員会にも配信して、今度、区民にもどう配信していくかというのを工夫するということなんですけれども。せっかく学校の代表で行っていると。で、学校の子どもたちに対しては、どのように還元、もう、してたのか、それとも、これからするつもりなのか、いかがですか。

〇加藤子ども総務課長 これ、今、学校の校長先生のほうにはお願いを、これからするつもりではあるんですが、当日も校長先生、報告会のときにいらっしゃっていましたので、そのときにもお伝えはしているんですが、やっぱり学校内で、この体験したことについて、学校内でもやはり報告会、ないし、また、それに似たようなことをぜひぜひやってもらいたいというふうに、我々としても思っております。それもお伝えはしてございますので、そういったことを今後、実施されるのかといったところについては、確認のほうをさせていただきながら、できれば我々も一緒に見させてもらえたらなと思ってございます。〇牛尾委員 やはり先ほどはまもり委員もおっしゃられましたけれども、子どもたちが行ったことについて、どのように評価していくのかということにもかかってくると思うんですよね。で、平和使節団は、千代田区平和宣言に基づいて実施をされて、帰ってきた子ど

もたちが、これから平和の担い手になっていくということが、もう明確に位置づけられて

で、今回、最初だから、これからの検討になると思うんですけれども。やはり、こうした交流をしていくんであれば、必ず毎回、学校の子どもたちには報告をして、小笠原というのはどういうところなのかと、どういう文化を持っているのかというのを知ってもらう、そうした働きになっていただくということもそうですし、やっぱり、そうした何かしら残していくようなことを考えていかないと、せっかく税金を使って行くわけだからご検討いただきたいですし、小笠原だけじゃなくて、やっぱり東京の島というのは、それぞれの島それぞれに文化もあるし、歴史もあるということでは、そうしたところにも目を向けていくということにもつながっていけばと思うんですけども、いかがですかね。

〇加藤子ども総務課長 今、牛尾委員おっしゃっていただいた、東京、本当に、非常に島が多くあるといったところの文化であったり、歴史であったりといったところも、子どもたちには、ぜひ、まあ今回行った子どもたちは、本当に勉強してくれましたけども、そういったところも、一緒の、同級生であったり、同じ1年生から3年生の中で、子どもたちに様々伝えていただくメッセンジャーみたいな役割も、持ってもらいたいというふうに、我々としても思っていますので、そちらについては支援をさせていただきたいと思ってございます。

〇西岡委員長 歴史とか文化の違いを体験して、その報告ですとか、シェアしていくというのはすごく大事ですし、とは思うんですけど、ただ、貴重な経験となりますので、やはり今回、生徒15名ということで、初めてということもあるんでしょうけれども、やっぱ

り応募者数がすごく多数なので、希望者の方にはできるだけ幅広に窓口を広げてさしあげるというか、生徒15名だと、区内でちょっと少ないかなという気持ちもあるので、余力があるなら、もう少し人数を増やしていただくとか、その辺も工夫していただければと思いますので、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

〇加藤子ども総務課長 今、そちらについても、募集人数についても、予算要求の時期で ございますので、様々、検討のほうをさせていただいているところでございます。

〇西岡委員長 はい。ありがとうございます。

はまもり委員。

〇はまもり委員 牛尾委員との関連なんですけれども、先ほど、学校の代表で、学校の中で中学生に行っていただいているというところで、学校の中でどうやって広げていくかというお話を頂いたと思います。やっぱり部署が違うんですけども、平和事業で行った人たちも、区内の学校に通っている方もいるので、できれば併せてそういった場をつくっていくことを、部署間連携をしてやっていただきたいなと。で、学校から見えたときに、教育の担当と国際平和の担当と、というふうに分かれてしまうんですけれども、区としては、そういった幅広に青少年の教育といったことでやっているので、その事業を理解してもらうということと、やっぱり一つの事業を、効果を高めるという意味でも、ぜひ検討を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇加藤子ども総務課長 ちょっと実施の時期が少しずれているといったところがありますが、あと、この平和学習をやる学校のほうの、各学級のほうのカリキュラムがいつ頃になるのかといったところを踏まえて、できれば多分、一緒にやったほうが、それは、それで理解が深まると思いますので、ちょっとその辺り、最適解、スケジュール的な最適解を見計らって、一緒にできれば、一緒にやらせてもらいたいと思ってございます。

〇西岡委員長 はい。ありますか。

池田委員。

〇池田委員 今回の派遣生徒の内訳を見ますと、九段中等の生徒さん、かなり多かったんですけれども、実際に69名、応募があったということで、もし、言える範囲でいいんですけれども、どの程度の割合で各学校、応募があったのかというところはいかがでしょう。〇加藤子ども総務課長 69名の内訳でございますが、九段中等の前期課程のお子さんが47名、神田一中のお子さんが10名、麹町中のお子さんが12名、合計69名という状況でございました。

〇池田委員 そこの中で皆さんにそれぞれ論文を書いていただき、面接を教育委員会の方が行ったと思うんですけれども。実際に皆さん優秀な方というか、大変興味があって応募されたとは思うんですけれども、残念ながら1名、欠席になってしまったというところも踏まえながらもあるんですが、この辺のバランス的なところで、今回、ちょっと偏った感じかなというのを感じたんですけれども、いかがですか。

〇加藤子ども総務課長 そうですね。非常にちょっと、申込みが九段中等がかなり多かったといったところもあったんですが、ちょっとこの辺り、我々としても、一番いいのは5:5:5ができればなというふうに思ってはいたんですが、ちょっとなかなか、特に今回、事前学習会と事後学習会を必ず出席できる方というふうにしたといったところもあって、なかなかその日程が厳しかったというところもあったところでございます。ちょっと

その辺りも、今回、来年度に向けてのそういった実施の、実施というか応募する際の注意 事項みたいなところを、また様々検討して、実施につなげていきたいと思ってございます。 〇池田委員 確かに、ここの小笠原村のところの教育委員会との連携というのを始めてか ら、今年度すぐにこういう事業ができたというところは、かなりのスピード感があったの かなと思いつつも、やはり、その辺の事前学習会も出なければ、この事業には参加できな いという、かなり過密なスケジュールだったのかなと。で、生徒さんたちも、いろんな事 情があるにせよ、なかなか、どうしても行きたいけど行かれなかったという子がいると思 うんですね。

で、先ほど課長からも説明がありましたけれども、時期も含めて。海は大変魅力的なところは十分分かってはいるんですけれども、それだけじゃないというところもありますから、ぜひ、そこのところは、繰り返しになるかもしれないんですけれども、向こうのお子さんたち、生徒さんたちと交流ができる、現地でしっかりとそういう体験ができるという学習に、しっかりと位置づけていただきたいと思いますが、いかがですか。

〇加藤子ども総務課長 今、池田委員のほうからおっしゃっていただいたご指摘、非常に重いものだと思ってございます。まさしく、この交流事業が、一番何が目的かといったところを踏まえながら、実施時期、また実施の方法を様々検討させていただきながら、来年度の実施につなげさせていただきたいと思ってございます。

〇西岡委員長 いろんな側面があると思うので、今後、工夫していただけたらと思います。 子ども部長。

〇小川子ども部長 ただいま、様々、委員の方から学習内容のフィードバックの話であったり、あるいは区としての平和学習の在り方、整合の取り方といったようなこと。それと、 学習内容についての、とりわけ交流事業についての課題、そういったものも頂きました。

また、募集に際しての募集人員、どのような形で、人数の枠や学校の配分等々も、様々にご意見を頂いたところでございますので、十分に受け止めをさせていただきたいと思います。来年度の実施に向けては、ただいまの課題をまた整理をいたしまして、より充実した学習内容にしていきたいと、このように思ってございます。

また、参考まででございますけれども、相互交流という意味合いもございますので、来年の9月に、区内の中学校に小笠原の子どもたちを受け入れるといった予定もございまして、そこでさらなる交流、学習を深められたらということもございますので、併せまして、そういったことも含めまして、全体の充実を図っていきたいと、このように思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

〇西岡委員長 はい。ありがとうございました。

ほかに。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。それでは、(1)令和6年度「おがちよ教育交流事業」の実施報告について、質疑を終了いたします。

次に、(2)千代田区の子どもたちのための就学前プログラム改訂について、理事者からの説明を求めます。

〇湯浅子ども支援課長 それでは、お手元の教育委員会資料3に基づきましてご報告をさせていただきます。

本件は、昨年6月12日の本委員会に、改訂の中間報告として「理論編」の作成と、進 捗状況についてご報告をさせていただいております。今回は「実践編」の作成及び啓発文 の冊子などを印刷いたしましたので、これまでの概要を含めてご報告させていただくもの でございます。

なお、従前にご説明させていただいておりますが、就学前プログラムは、保育を行う現場での保育所のためのマニュアル的なものでございますので、一般的には配布をしておりません。したがいまして、現在配付させていただいているA4の冊子は、参考配付として委員限りのものとなりますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

また、昨年より期間が経過しているため、改めまして改訂についての目的や経緯について、簡潔にご説明をさせていただきます。

まず、目的でございますが、平成25年3月の策定以降、保育所保育指針や、幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領の告示や、幼児教育スタートプランの策定、こういったものを踏まえまして、基本的な考え方は変わらないものの、千代田区が目指す子どもの育成を行う4つの取組というのを新たに設定し、実践事例を通して、より詳しく解説するための2つの冊子に分類、「千代田区の子どもたちのための就学前プログラム」として改訂したものでございます。

改訂の経緯でございますが、令和3年度から就学前プログラム策定委員会を開催いたしました。その中では、保育従事者・策定委員のアンケートなどの実施もしたところでございます。

令和4年度は、就学前プログラムの策定委員会を年6回、開催いたしまして、「理論編」を作成、5年度につきましては、策定委員会を3回開催、さらに作業部会として3回開催し、「実践編」を作成しております。本年6年度につきまして、冊子の印刷と配布、就学前プログラムの推進と実践を図るところでございます。

配布予定の一覧は裏面、お手元ですと次ページとなりますでしょうか。配布先一覧として、こちら配布しているところも含めた実数を掲載してございます。

続いて4番の就学前プログラム推進の今後のスケジュールでございます。令和6年度に つきましては、フェーズ1として、基盤づくり。これは、校区連絡会などを活用し、施設 長の顔合わせや、各園の取組、小学校のスタートカリキュラムの紹介などをいたします。

令和7年度は、フェーズ2といたしまして、検討と開発の段階に進みたいと考えてございます。学校区としての共通のアプローチカリキュラムの必要性、こういったものなどを検討していきたいと考えてございます。

令和8年度は、これまでの実施検証と、今後の推進の方向性の確認と決定をしてまいり たいというところでございます。

詳細のスケジュールは、別添としてA4――A3ですね、失礼いたしました。横のスケジュールを参考におつけしてございます。

簡単ですが、ご説明は以上です。

〇西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。よろ しいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。それでは、(2)千代田区の子どもたちのための就学前プログラム

改訂について、終了をいたします。

次に、(3)令和7年度 区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園申込みについて、 理事者からの説明を求めます。

〇湯浅子ども支援課長 それでは、教育委員会資料4に基づきましてご報告をさせていた だきます。

まず1番目、募集人数でございます。(1)の幼稚園におきましては4園、3歳児は新入園児でございますので、定員数の入園の申込みとなります。こちらの数字の中の括弧が定員数でございます。4歳児以降は、同じく定員は括弧内の数値でございますが、募集は定員に満たない現在の人数、これが随時募集と同数となります。5歳児につきましても同様です。

(2) 幼保一体施設、(3) こども園につきましても、それぞれ3歳児から5歳児までの申込みにつきましては、同様でございます。

次に、2番目、入園案内の配布でございます。配布は、令和6年10月7日の月曜日より開始いたします。配布場所は、幼稚園、幼保一体施設、こども園、区内出張所及び子ども支援課です。また、区のホームページにも掲載いたします。

配布開始時間などは、それぞれ記載のとおりとなってございます。

現在、冊子ですけれども、印刷を進めているところでございまして、印刷後には皆様に、 参考に、ポスト投函という形でお渡しをさせていただきたいと考えてございます。

続いて、3番、申込みの受付期間及び時間でございます。令和6年10月25日の金曜日、こちら00時となってございますが、こちらはオンライン申請が可能となる時間となっておりますので、こういった表記とさせていただいております。10月30日の水曜日、10時までに申込みを頂くところでございます。

この期間以外の申込みでございますが、新3歳児の4月入園の場合、11月25日以降 に、希望園で随時受け付けという形になります。

なお、4月入園以外は、年度途中の随時の入園扱いといたしまして、入園希望日の1か月前から、希望園で随時受け付けをいたします。

申込み方法といたしましては、原則として千代田区ポータルサイトとなります。オンライン申請が難しい場合は、紙による申請も受け付けをさせていただいております。

入園結果は、令和6年11月8日の金曜日、13時以降に、千代田区ポータルサイトから保護者へ結果を通知いたします。

今回ご報告させていただいたポイントとして、5番目の主な変更点が二つございます。 一つ目は、給食のない幼稚園で、弁当給食を実施する予定として、併せてお茶の水幼稚園 は、5月以降に給食に切替えをする旨、こちらのご案内を記載させていただきたいと考え てございます。

現在、予定としておりますけれども、正式には予算の審議、議決、補正予算で出させていただいておりますが、こういったものが必要となりますけれども、選考として入園案内にその旨も記載させていただきたいと考えてございます。

併せて、幼保一体施設のみに適用される通園区域の変更の要件及び選考の順位を、幼稚園・こども園と統一する改正も行っております。

最後に、本件につきましての周知方法でございますが、広報千代田、区ホームページ、

ほか、SNSなども活用して、周知をいたします。 報告は以上です。

- 〇西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。
- 〇牛尾委員 この変更点の中で、弁当給食実施とありますけれども、これはどこの業者というか、民間のお弁当屋さんということでよろしいんですか。
- 〇清水学務課長 お弁当につきましては、事業者のほうをこれから選定という形になりますので、まだどちらからというのは決まってございません。

〇牛尾委員 これまで保護者の方がお弁当を作っていらっしゃったから、その点では負担軽減にはつながるとは思うんですね。ただ、お茶の水幼稚園は給食に、もちろん予算が通ればですけれども切り替えていくということで、ちゃんと栄養士がついて、子どもたちに必要な栄養、給食――学校給食がありますから、それに基づいた栄養のバランスの取れた給食というのが出されると思うんですけれども。どこの事業者になるか分かりませんが、民間のお弁当屋さんで、そうしたことまで、できるのかどうかというのはどうなんですか。〇清水学務課長 やはり給食のような完全な栄養バランスですとか、給食と同じレベルのものというのは難しいところでございますが、やはり、そういったところを十分考えた上で作っているような事業者さんを選びたいと考えております。

〇牛尾委員 やはりね、どうしても民間のお弁当屋さんだと、どうしても大人に合わせた 味ということで、味が濃くなる。もちろん、子どもに向けて作るお弁当ですから、そこは 配慮をするとは思うんですけれども、やはり募集するときに、そうした子どもたちへの給 食なんだということをしっかり伝えた上で、事業者を募集していただきたいと思いますけれども。

〇清水学務課長 お弁当につきましては、ほかの自治体やほかの区で実施しているお弁当 給食の状況等を、今、確認しているところで、園長とも連携しながら、どういったところ のどういうお弁当がいいかというところを、十分選定していきたいと考えております。

〇西岡委員長 これは、やはり区立幼稚園の、今、定員割れが起きているという中で、保護者の方から希望も多かった給食という点について、一つのきっかけになればという事業の一つになってくるかと思いますし、今回は入園の申込みの状況の報告ということですので、いろいろ別の機会もあると思いますので、そこで具体的に質疑をしていただけたらいいのかなというふうには、はい、思いますけれども。

私も、ちょっとすみません、事務的なことで1点お聞きしたいことが実はあったんですけれども。これ、千代田区のオンライン申請が始まって、今、紙ベースとどちらが多くなってきているのかなという、そこがちょっと気になっていたんですが、どうですか。

- 〇湯浅子ども支援課長 昨年は、実はオンライン申請が全てでして、紙申請は1件もございませんでした。
- 〇西岡委員長 あ、そうですか。分かりました。はい。ありがとうございます。 えごし委員。
- 〇えごし委員 すみません。関連して1点だけ。紙申請も、一応、申請は受付可能としているところで、そういう方に対しては、結果の通知は、書面か電話とかでするという形なんでしょうか。
- ○湯浅子ども支援課長 ポータルサイト以外でご申請いただいた方につきましては、結果

は電話でご連絡をさせていただきます。

- 〇えごし委員 分かりました。
- 〇西岡委員長 はい。

ほかに。よろしいですか。

池田委員。

〇池田委員 ちょっと今、委員長のほうからも指摘があったので、あまり深くは確認ができるか分からないんですが、牛尾委員と同じところの主な変更点で、各幼稚園で弁当給食実施ということで、これは、あくまでも弁当給食で、そこのところでの給食、調理室を使った給食の提供というのは考えていないということなんでしょうか。

〇清水学務課長 本来、全体どの幼稚園も給食を提供したいところなんですね。それで、 今、施設的にやはり、給食を提供できないというところについては、どういった形で給食 が提供できるのか、できるのかできないのかというところも含めまして、今後そこのとこ ろも並行して検討しながら、実際、お茶の水幼稚園で提供する給食と同時に、まずはお弁 当給食をというふうに考えております。ですので、将来的には給食を提供する方向で検討 をしていきたいと考えております。

〇池田委員 この米印の令和7年度予算のということでもう書いてあるので、あんまり話が進まないほうがいいと思うんですけれども、ということは、あくまでも暫定的に弁当給食を実施するというところで、お茶の水幼稚園さんのほうは、もう施設がしっかりできているから先に始めるにしても、いずれは全体的に給食、園、保育園も給食をしっかり作っていますから、そういうところでの差別化もないようにしていただきたいと思いますので、ぜひ、進めていただきたいと思いますので。いかがでしょう。

- 〇清水学務課長 池田委員おっしゃるとおり、将来、今後、給食提供を見据えて検討を進めていく。で、今回暫定的に弁当給食を実施するというところでございます。
- 〇西岡委員長 はい。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 〇西岡委員長 はい。それでは、(3)令和7年度 区立幼稚園・幼保一体施設・こども 園の入園申込みについて、質疑を終了いたします。
 - 一旦、休憩をさせていただきます。

午後〇時〇5分休憩午後〇時〇6分再開

〇西岡委員長 委員会を再開いたします。

次に、(4)「児童手当」「児童扶養手当」の拡充について、理事者からの説明を求めます。

〇小阿瀬子育て推進課長 それでは、「児童手当」「児童扶養手当」の拡充につきまして、 資料5に基づいてご説明をさせていただきます。

先般子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立いたしまして、これに伴いまして、「児童手当」と「児童扶養手当」の拡充を行う予定となってございますので、ご説明をさせていただきたいと思います。

1番、主な拡充の内容でございますけれども、黒いポイント五つでございます。

1点目が、所得制限の撤廃ということで、これまで所得制限がございましたけれども、拡充後はなくなるというところでございます。

2点目が、高校生年代までの支給対象が拡大というところでございまして、現状、中学生まででございますけれども、これが高校生まで広がるというところでございます。

3点目が、第3子以降の児童の手当額の加算分が増額をされるというところでございます。

4点目といたしまして、多子加算ですね。こちらの算定対象が、現在18歳年度末まででございますけれども、22歳の年度末まで拡大されるというところでございます。

5点目が、手当の支給。現在、年3回でございますけども、年6回に増えているというところでございます。

現状と拡充後の表を、表として下にまとめてございます。現状では、所得制限、所得上限ですね。こちらを超える方につきましては、次世代育成手当の支給をさせていただいてございますけれども、拡充後につきましては、こちらを包含いたしましたところで、児童手当のほうで支給されるという形になっております。

(2) の施行でございます。令和6年10月からということで、明日からでございますけれども、実際の支給は12月の支給分から変わってくるというところでございます。

手続でございます。区民の方に、手続が法の立てつけ上必要になってきますが、現在、児童手当を受給されている方については、手続は不要でございます。ただし、次世代育成手当を受けている方、児童手当の対象になっていない方などにつきましては、新たに手続が必要となってございます。こちらにつきましては、8月5日に、手続が必要な方も含めまして、全世帯に案内も含めて8月5日に勧奨通知をさせていただいているところでございます。手続が必要な方につきましては、現段階で4,500世帯程度を見込んでおりまして、このうち3,000世帯が、今、手続を頂いているというところでございます。

周知でございます。既に8月5日号広報、ホームページなどで周知をさせていただいてございます。

(5) のその他でございます。今回の拡充で、次世代育成手当部分を包含することとなりまして、次世代育成手当、現在の枠での支給は終えることとなるんですけれども、今後も新たなニーズに対応していくための検討は、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、2ページ目でございます。

児童扶養手当の拡充の内容でございます。主な拡充の内容は、黒いポイント2点でございます。

1点目が、所得制限限度額の引上げということで、緩和されるというところでございますけれども、現状の所得ベースの金額が、現行より20万円、全部支給の場合で20万円、一部支給の場合で16万円、引き上げられるものでございます。

2点目といたしましては、第3子以降の児童に係る加算額が引き上げられますというところでございます。第3子以降の加算額につきましては、現状6,450円でございますけれども、第2子の加算額と同様に、一律1万750円の増額というところになります。

施行は、令和6年11月というところで、実際の支給は令和7年1月から変わるというところでございます。

こちらも手続がございまして、新たな児童扶養手当の認定が必要になってございますので、こちらについては、10月の上旬までには申請の勧奨の通知を発送する予定でございます。約60世帯を見込んでいるところでございます。

周知につきましては、そのほか10月5日広報とホームページなどで周知をさせていただけると考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。

- 〇西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。
- 〇はまもり委員 ちょっと手続のところで、読み取りが私の不十分で、教えてください。 このただし書のところの括弧の中なんですけど、手続が必要な方は、1点目のほうは分かります。児童手当を支給されている方は手続不要ですと。で、手続しなきゃいけないのは、一つは次世代育成手当を受給されている方というのは、児童手当を、今、受給していないので必要ですということは理解しました。もう一つ、18歳までのお子様がいらっしゃるご家庭で、この19歳から22歳のお子様がいらっしゃる方というのは、第2子とか第3子とかに関係がするんですかね。この19歳から22歳のお子様がいらっしゃる方という条件のところがちょっと理解ができなかったので、説明をお願いできますか。
- 〇小阿瀬子育て推進課長 はまもり委員ご指摘のとおり、第2子以降のカウントで、これまで、現状は18歳の、一番上のお子さんが18歳の年度末を過ぎますとカウントされなかったんですけれども、これが22歳の年度末までカウントが、最大22歳年度末まではカウントが拡大されますので、その関係で手続を頂くものとなってございます。
- 〇はまもり委員 分かりました。ありがとうございます。
- 〇西岡委員長 富山委員。
- 〇富山委員 対象者の人数について教えていただきたいんですけど、まず、これまで所得制限によって、児童手当と児童扶養手当、どちらももらうことができなかった割合と、その額を教えていただきたいです。
- 〇小阿瀬子育て推進課長 拡充前と拡充後の予算的なことと、人数的なことのご質問かと 思います。

まず、人数的には、拡充前につきましては、児童手当の支給人数、4,200人ほどでございます。大体0から18の人数で申し上げますと、約1万1,000人ございますので、それの差ですね。約、何人ぐらい、7,000——8,000人ぐらいでしょうか。えっ。すみません。ちょっと計算してみます。すみません。この差額が、次世代育成手当の支給者という形になってございます。

で、予算額の変化でございますけれども、それぞれ児童手当と次世代育成手当がございますが、児童手当の予算額、必要経費の変化で見ますと、大体、児童手当のほうが、拡充前ですと、約8億から9億ぐらい、予算ベースですね、必要な形になってまいりましたけれども、今年度以降と、来年ですね。マックスで出す来年度以降ですと、約22億6,800万ぐらい、必要になってくるというところでございます。

逆に、次世代育成手当のほうは、約4億円の計上をしておりましたけれども、これがなくなってくるというふうな状況になります。予算の変化については、こんな状況でございます。(発言する者あり)

委員長、子育て推進課長。ちょっと補足させていただきますけども。

- 〇西岡委員長 はい。どうぞ。
- 〇小阿瀬子育て推進課長 児童手当につきましては、現状、〇歳から15歳までの支給になってございまして、拡充されますと、〇から18まで拡充される形なんですね。で、現状は、高校生年代の方についても、あと、所得の上限を超えちゃっている方については、児童手当は出ていないんですけれども、現状は次世代育成手当のほうで出させていただきます。それが児童手当の拡充となります。12月の支給分からは、次世代育成手当の支給がなくなるというところになります。全部、児童手当のほうで支給をさせていただくというよ流れになります。
- ○西岡委員長 なので、全て国が負担していくということでいいんですもんね。はい。
- 〇小阿瀬子育て推進課長 はい。さようでございます。
- 〇富山委員 ありがとうございます。
- 〇西岡委員長 よろしいですか。はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。それでは、(4)「児童手当」「児童扶養手当」の拡充について、 質疑を終了いたします。

以上で、子ども部の報告を終わらせていただきます。

一旦、休憩に入らせていただきます。

午後〇時15分休憩午後1時14分再開

〇西岡委員長 それでは、委員会を再開させていただきます。

これより保健福祉部の報告に入らせていただきます。保健福祉部(1)指定管理者施設に関するモニタリングについて、理事者からの説明を求めます。

〇小原高齢介護課長 それでは、指定管理者施設に関するモニタリングにつきまして、保 健福祉部資料2-1から3に基づきましてご説明いたします。

なお、保健福祉部では、2課にまたがる案件となりますので、先に保健福祉部資料2-1に基づきまして、モニタリング全般の概要をご説明し、その後、各施設のモニタリングの結果をご報告いたします。

また、別添の参考資料といたしまして、保健福祉部の全指定管理者施設分の事業報告概要をお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、まず初めに、保健福祉部資料2-1をご覧ください。

項番1、モニタリングの全体像でございますが、(1)区としての責任の遂行、(2)区民・利用者の視点、(3)専門家からのアドバイスの三つの柱で構成されており、運営状況を的確に把握、評価するとともに、必要に応じて改善指導を行っております。

次に、項番2、専門家によるモニタリングでございますが、先ほどの項番1の(3)専門家からのアドバイスとして、社会保険労務士による労働環境モニタリングと、公認会計士などによる経営財務モニタリングを定期的に行っております。区と指定管理者が共通認識の下、経営財務モニタリングは、施設の経営の状況や事業展開の在り方について、利用者の声を踏まえ、チェックし、また、労働環境モニタリングにつきましては、施設で働く従業員の労働環境をチェックしております。

次に、資料の右上の項番3の労働環境・経営財務モニタリングのスケジュールでございますが、指定1年目に労働環境モニタリングを行い、2年目から3年目に、経営財務モニタリングを実施しております。指定管理期間が10年の施設は、5年ごとのサイクルでこのモニタリングを実施しております。

また、各指定管理者施設のモニタリングのスケジュールにつきましては、資料の右下の とおりでございますが、令和5年度の保健福祉部におけるモニタリングの対象施設につき ましては、いきいきプラザー番町及び障害者就労支援施設(ジョブ・サポート・プラザち よだ)となってございます。

続きまして、保健福祉部資料2-2に基づきまして、高齢介護課所管のいきいきプラザー番町のモニタリング結果についてご説明いたします。

項番1、労働環境モニタリングの概要でございます。対象は、いきいきプラザー番町で、 モニタリングの方法は、社会保険労務士による現地調査、書類確認、施設長や事務管理者 への個別面接による聞き取りなどを行いまして、指摘事項と改善策をまとめております。

実施時期につきましては、令和5年10月24日から令和6年1月31日までとなって おります。

次に、項番2のモニタリングの流れにつきましては、現地調査や書類確認、個別面接などを行いまして、結果を協議して確定した後、改善計画やフォローアップなどを行っております。

また、モニタリングの概要につきましては、本日の委員会でのご報告以降、区のホームページで公表する予定となっております。

次に、項番3のモニタリングの視点でございますが、1点目は、職員の処遇や勤務形態、 2点目は、職員の身分の安定性、3点目は、職員の労働環境、安全衛生、最後に4点目と して、外国人労働者や障害者等の雇用管理の四つの視点からモニタリングを行ってござい ます。

モニタリングの結果につきましては、資料の右上、項番4をご覧ください。

まず、(1)職員の処遇・勤務形態等につきましては、就業規則は規定すべき事項は明示されており、法定帳簿もきちんと整理されていたと評価されております。

また、労働条件に関しましても、雇入れ時だけではなく、昇給時にも通知書が交付され、 丁寧な対応であると評価されております。

次に、(2)職員の身分の安定性でございますが、育児・介護休業、産前産後休業取得について、職場全体で取得しやすい雰囲気であるということをヒアリングから確認し、また、各休業に伴う育児・介護休業給付金、出産手当金の手続も適正に行われているということを確認しているところでございます。

また、労働社会保険の手続につきましては、労働保険関係成立届、被保険者資格取得・ 喪失届等を点検し、労働保険、社会保険の手続が適正に行われていることを確認し、適正 であると評価されております。

次に、(3) 職員の労働環境・安全衛生でございます。職場環境につきましては、一部の執務エリアにおいて、床に物が置かれている等、安全衛生に課題が見受けられたと指摘されております。

また、産業医、衛生管理者につきましては、常時使用する労働者は50名を超えており、

産業医、衛生管理者が各1名選出されているということで、毎月1回、衛生委員会も開催され、適正に運営されていると評価されております。

労災事故につきましては、通勤災害及び業務災害が発生していたことを確認し、通勤災害につきましては、高齢の従業員だったこともあり、安全性が確保できる通勤経路に見直しを行うなど、対策を講じていたということでございます。

また、労災事故に伴い、休業した場合の休業補償給付及び休職の手続等、適正に手続が行われていると評価されております。

健康診断につきましては、令和5年10月のこのモニタリング調査時に健康診断を実施中ということもございまして、個別結果帳票等について、順次保存していることを確認し、また、カメリア会に勤務する医師にも、健康問題などを相談できる体制を整備しているということを確認しております。職員の健康確保の措置が取られているということを、従業員ヒアリングからも確認できたということで、評価されております。

時間外労働につきましては、一部、介護職につきまして、月45時間程度発生している ということが指摘されております。

次に、(4)外国人・障害者・高年齢者等の雇用管理についてでございますが、いずれの雇用に関する報告書は適正に届出がされていたと評価されております。特に高齢者の雇用につきましては、積極的に取り組まれていると評価されております。

最後に、項番5のモニタリングの結果の活用についてでございますが、一部の執務エリアで床に物が置かれていたなどの指摘を受けた後、速やかに指定管理者が整理整頓、改善したということを、区としても確認しております。

また、いきいきプラザー番町の指定管理者につきましては、令和5年度から変更となりましたが、区民や利用者の方に良好なサービス提供が継続できるよう、安心・安全で職員が働きやすい環境を維持し、取組を、区としても、引き続き指定管理者に求めてまいりたいと思います。

私からのご説明は以上となります。

引き続き資料2-3につきまして、障害者福祉課長からご説明いたします。

〇緒方障害者福祉課長 続きまして、障害者福祉所管のモニタリング結果について、説明 いたします。恐れ入りますが、保健福祉部資料2-3をご覧ください。

項番1、経営・財務モニタリングの概要でございます。対象施設は、千代田区立障害者 就労支援施設ジョブ・サポート・プラザちよだです。当該法人は、令和4年度から新たな 指定管理者として運営しております。ガイドラインに基づきまして、指定1年目は労働環 境モニタリング、指定2~3年目は経営モニタリングを実施することとなっておりますの で、令和4年度は労働環境モニタリングを実施し、令和5年度、経営・財務モニタリング を実施したものでございます。

モニタリングの方法は、福祉サービス第三者評価を行っている事業所により、聞き取りなどの調査による経営状況の分析、視点といたしましては、財務状況、経営状況、課題及び改善点です。

項番2、モニタリングの流れでございます。現地調査や書類確認を行いまして、結果を 協議して確定させた後、即時に改善したり、事業計画に反映させております。

また、モニタリングの概要は、本日の委員会でのご報告後、区のホームページに公表い

たします。

次に、項番3、経営・財務分析でございます。法人としての短期安定性を見る流動比率、長期持続性を見る純資産比率、固定長期適合率の指標、それぞれ標準的でございました。この指標と申しますのは、独立行政法人福祉医療機構WAMNET(ワムネット)という団体が運営しております、福祉・健康・医療総合サイトから持ってきている指標でございます。

次に、施設としての資金繰りを見る事業活動資金収支差額率、収益性を見る経常増減差額率、費用合理性を見る人件費・委託比率、労働分配率、事業費率、事務費率でございますが、それぞれ適正な数値でございました。

次に、項番4、提言・アドバイスでございます。まず、(1) 財務状況でございますが、ジョブ・サポート・プラザちよだは、目標工賃を3万円と設定してございます。これは、令和4年度の東京都の平均工賃が1万5,882円でございますので、比較的、かなりチャレンジングな目標を掲げております。これを踏まえまして、請負作業の安定的な継続に加えまして、自主生産商品の開発ですとか、販売促進に努めて価値の向上を図り、さらに収益性を高めることが望まれるという提言を頂きました。

また、分析結果としまして、法人、事業所ともに、各種の経営分析手法によって算出された指標数値は安定しております。さらに事業所としまして、純資産に当たる積立金を計画的に確保していくことが望まれるという助言も頂きました。

(2) の経営状況でございます。PDCAサイクルを適正に回しまして、法人の理念、 方針及び共通の目標などのさらなる周知に努めるよう、助言を頂きました。

また、職員に対して導入している「キャリアデザインシート」の理解促進や、利用希望者、販売促進等につながる情報媒体の充実、マニュアルなどの理解浸透を図る仕組みの再構築なども期待するという助言を頂きました。

今回、この結果につきましては、事業所からの改善計画書の提出を求める予定でございます。今回は大きな規範に反するような指摘はございませんでしたが、引き続き区と指定管理者の連携を密にしまして、利用者の皆様が不安ですとか不安な気持ちを持つことがなく、安心して通所していただける施設の質の向上維持に邁進していきたいと考えてございます。

私からの報告は、以上でございます。

- ○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。
- 〇はまもり委員 まず、いきいきプラザのほうの労働環境調査についてお伺いします。

まず、この45時間ぐらいの労働時間、残業時間ですか、あったということなんですけども、人員自体は足りている状況なのか、不足している状況なのか、状況について教えてください。

- 〇小原高齢介護課長 法令に基づいて、人員についてはプラスアルファで対応しているということを聞いてございます。
- 〇はまもり委員 法令に基づいた状況なんですけれども、事業者側としては、特に足りているとか足りていないとから声は出てきていないという認識でよいでしょうか。また、休職者数であったりとか退職者数の状況についても教えてください。
- ○小原高齢介護課長 施設のほうから、法定の人数というのは最低限の人数ですので、そ

れはもう確保していると。で、この45時間についても、常時45時間というわけではなく、超えた月があったということで聞いてございます。

また、離職率等でございますが、比較的、25%、特養でいけば25%弱ということを聞いてございます。例えば20%、74名のうち20名程度離職されたということで、ただ、一方、この数字については、なかなか、介護職に限らずという部分もあるとは思うんですけど、区としては、当然この離職率は低くするようにということで、指導というか、しているということでございます。

〇はまもり委員 その離職率、業界平均としてはそんな高いわけではないのかもしれないですけれども、それでも、やっぱり20%というと、かなり事業を運営していく上では、 負担になってくると思うんですよね。それは事業者側も、職員もそうですし、利用者もそうであるかなと。

この離職されている方の理由って分かりますか。また、職員の方とも面談していると思うんですけれども、その中で、こういった労働環境を改善してほしいみたいな声があれば教えてください。

〇小原高齢介護課長 理由については、細かくはちょっと確認はしてございませんが、なかなか労働条件がきついというような部分が多いのかなというふうには思ってございます。 あと、もう一点、すみません、(発言する者あり)

- 〇西岡委員長 改善ができる余地があるのならという、そういうお声はありますかという ところです。
- ○小原高齢介護課長 はい。失礼いたしました。
- 〇西岡委員長 はい。お願いします。
- 〇小原高齢介護課長 基本的には、施設のほうも、職員と、先ほど報告させていただきましたけど、面接はさせていただいて、例えば労働条件等は、施設、法人としても、確認はしているということは聞いてございます。ただ、それでも、なお離職されてしまっている方がいるということで、法人のほうも、なるべくそういうことがないように、不安がないような形で研修等を実施しているという部分も、聞いてはございます。

〇はまもり委員 ここについては、法人のほうともお話しいただいているということなので、引き続きよく注視していただきたいなと思います。

最後にですけれども、陳情、前回、以前頂いたことがあるので気になっていたんですけれども、利用者とのコミュニケーション、労働環境といったところで、ここがメインじゃないかもしれないですが、今、利用者とのコミュニケーションが円滑にできているのか、何かしらその後、改善されたとか、あるいは何か利用者のほうから、こういった声があるみたいなこともヒアリングできていたら教えてください。

〇小原高齢介護課長 今、はまもり委員のご指摘もありましたように、昨年のちょうどこの時期だったと思います。10月に陳情が出まして、11月に当委員会のほうでご視察、12月に結果報告ということで、区としても引き続き注視していくということで、ご説明させていただきました。

そのときもご説明ということをしたんですけれども、3月に利用者懇談会等がございまして、利用者懇談会の中で比較的評価されていると。ただ、一方、やはり法人が替わって1年半ぐらいですけれども、日々、例えば連絡調整の細かい部分で、利用者から書類が遅

れただとか、そういう不満、不安という声は、当然、何もないわけではなくて、聞いてご ざいます。

ただ、そういう事故というか、そういう苦情というんですかね。ご意見については、メール等で、昨年のときもご説明したかもしれないですけど、常時、区のほうと情報共有して、改善すべきものは、その場でですね。まあ、内容にもよりますけれども、法人のほうに指導しているということでございます。特に大きな部分での苦情というのは、その後、特に聞いていないという状況でございます。

〇はまもり委員 はい。ありがとうございます。前回視察させていただいたときも、利用者とのコミュニケーションをしっかり図っていくといったことと、何か問題があれば、それは真摯に対応していくといったコメントを頂いていました。で、そういった気持ちで、なかなか問題をゼロにするのは難しいかもしれないですが、それは区としても、できれば、今、メールでの連絡といってありましたけれども、把握していただいて、改善していくことで、利用者の方との信頼関係を築いていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇小原高齢介護課長 今メール等ということでご説明しましたが、スピード感を持つということで、メール等で即時報告、対応ということでございますが、通常、月に1回、連絡調整会議ということで、区と法人のほうでそういう大きなもの、まあ、大きなものというのは変ですけど、緊急性のないもの等を含めて確認する会議体も持ってございますので、それにつきましては、引き続き区としても利用者、区民の方のご不安等がないようにですね。仮にあった場合には、区が当然、指定管理者として指導等を行っていきたいと思ってございます。

〇西岡委員長 牛尾委員。

〇牛尾委員 このいきプラのほうですけれども、実施時期が10月24日から1月31日 と、3か月間ぐらいですけれども、これ、大体、連日何かしらの調査をやったんですか。 〇小原高齢介護課長 いや、通算開始と終了日ということで、毎日これをやっていたわけではございません。

〇牛尾委員 大体、何回ぐらい、実際に現場に行って調査とかをされているんですかね。 〇小原高齢介護課長 ちょっと回数、具体的な数字は把握してございませんが、基本的に はこの調査、現地確認、書類確認、ここに記載の実施内容ということで、すみません、ちょっと具体的な回数については、すみません、把握してございません。

〇牛尾委員 その際に、前回の視察のときもありましたけれども、あそこは理事長さんがいると、なかなか、こう、職員の方が、なかなか本当のことを言いづらいみたいな雰囲気があったじゃないですか。このモニタリングの際は、ここに、いわゆる施設長、事務管理者、職員の個別面談とありますけれども、これはもう、理事長さんがいらっしゃらないときに調査というか、モニタリングしたのかどうかというのは分かりますか。

〇小原高齢介護課長 資料にもございますが、2-2の左上にありますが、現地としては、施設長、去年の現地視察、委員の皆様に行っていただきましたけど、そのときの医師である施設長をトップとして、当然、理事長にもこの報告は、法人として報告という形でするというのは聞いてございますが、当日は施設長あるいは事務責任者、職員ということでございます。

〇牛尾委員 あとね、私も、はまもり委員のと重なるんですけど、やはり、法人が替わって、やっぱり利用者さんとの、あとは会社との関係、職員との関係、ここがやっぱり気になるところで、今のところ、そうした問題は起こっていないということであればそれでいいんですけれども、しっかり、そこは信頼関係を築いていくためにも、区として、しっかり、目を向けていただきたいと思いますけど、いかがですか。

〇小原高齢介護課長 先ほどはまもり委員、あるいは今の牛尾委員からもございました。 委員長をはじめ、先ほどの答弁と繰り返しになってしまいますが、陳情が昨年出まして、 区としても当然、そのときにもお話しさせていただきましたが、この施設運営・管理につ きましては、利用者あるいは入所されている方の声というのは、私も説明会等で十分聞い ております。やはり、丸投げというわけじゃないですけど、放っておくというのは当然や るつもりもありませんし、先ほどの答弁ですけど、毎月、最低1回が情報共有しながら、 利用者の声等も含めて、施設から確認してございますし、そういう形で、この施設につい ては、利用者、区民の方の不安のないように、区としても責任を持って対応していきたい と思ってございます。

〇西岡委員長 よろしいですかね。

資料のボリュームが結構多いので、また、委員の方をはじめ、時間をかけて熟読いただきまして、分科会等、ほかの機会でも質疑をしていただいてもいいのかなとは思いますけれども、この場でできること――はい、おのでら副委員長。

〇おのでら副委員長 すみません。ジョブ・サポート・プラザちよだの経営・財務モニタリングについてなんですけども、昨年の9月に、えみふるとかがやきプラザの二つのモニタリングをお出しいただいたと思うんですね。で、その中で、かがやきプラザのほうがちょっと見やすいというようなお話をさせていただいていて、ほかの施設との経営の健全性とかですね、そういったところの比較の上でもフォーマットを統一したほうがいいのではないかというような質問をさせていただいたんですね。その中で検討していきますというようなお話だったんですけども、この辺りいかがですかね。ちょっとかがやきプラザ、例えばその財務のところ、指標のところで、丸とか三角とかそういったところで見やすくなっていたんですけど、これはちょっと後退してしまったように見えるんですが、いかがでしょうか。

〇緒方障害者福祉課長 おのでら委員のご指摘のとおり、昨年度、かがやきのフォーマットがとても見やすいというご指摘を頂いたところだったんですけども、ちょっと申し訳ございません。既にこの第三者評価を行っている事業所がもう決まっていた中で、でき得る限りそのフォーマットに寄せたところ、できる限りの努力はしたところでございますが、ご指摘を踏まえまして、また引き続き、今後もモニタリングは続きますので、より改善は進めてまいりたいと考えてございます。

- 〇おのでら副委員長 あと3施設、今年はあると思うんですけども、この辺りは間に合うのか、その何ていうんですか、反映できそうなのかというのは、いかがでしょうか。
- 〇小原高齢介護課長 おのでら副委員長のご指摘、ご意見は、ほかの部ということでございますか。地域振興部の……
- 〇おのでら副委員長

 地域振興部です。失礼しました。
- 〇小原高齢介護課長 はい。今日、午前中にご報告しているというお話を……

- 〇おのでら副委員長

 ああ、そうなんですか。
- 〇小原高齢介護課長 企画総務のほうで、今日のタイミングで保健福祉部の施設と地域振興部の施設のモニタリングの結果は報告するということで、調整というかですね、させていただいて。
- 〇おのでら副委員長 じゃあ、いきいきプラザー番町は来年度ということで。
- 〇小原高齢介護課長 はい。いきいきプラザについては、ちょうどこれからということでございますので、そうですね、保健福祉部としてフォーマット等を去年のを確認させていただいて、うちとしてもなるべく、できる、可能な範囲でということになってしまうんですけど、対応させていただければと思ってございます。
- Oはまもり委員 いいですか。
- 〇西岡委員長 はまもり委員。
- 〇はまもり委員 いいですか。ジョブ・サポート・プラザちよだのところで少し教えてください。平均工賃が、今回2万円を超えたということですかね。2万円を超えたということで、いろいろと努力していただいているんだろうなというふうに見ておりました。

ちょっとここのところで、ほかの区であったり東京都の中でも高いほうということなんですけれども、ここの金額というのが、多分上げていくというのは社会的な日本全体の問題であると思っていて、やりがいということと、あとは本当は生活をいかにしていくかといったところの収入源、大事な収入源になっていくのかなというふうに思っています。

今、こちらのジョブ・サポート・プラザちよだの収入源というのは主に二つ、区や企業からの委託ということで、印刷、封入、封緘といったところと、あと、さくらベーカリーというところの事業になるのかなと思いますが、昨今、印刷とか封入とか、そういったものの事業自体が減っているということもあるのか。インターネットとかの活用になって、そういう仕事自体が減っているということがあるのかという現状と、どういったことでこの賃金を上げていくような施策ということを検討されているのか教えてください。

〇緒方障害者福祉課長 はまもり委員のご指摘のとおり、3万円がチャレンジングだといっても、じゃあ、生活をしていくという部分では厳しい数字だということは、私どもも認識しております。

一方で、このチャレンジングな金額に向けてのというところでございますけれども、現在、私どものほうで、ご指摘のとおり、印刷物などは減っております。そういった社会情勢の中で、今年度、地域振興部が町内に掲示板にポスターを貼っていますけども、あの業務を請け負うことができました。これは大変大きな、ジョブ・サポート・プラザにとりましても大変大きなことで。といいますのも、やっぱりサブレですとかそういった食べ物はどうしても、コロナのときなんかも大打撃でございましたし、かなり社会的な情勢で左右されてしまって、本当にもう賃金にすぐ影響してしまって、難しいところでございましたけども、これはポスターを貼るという定型的な業務を請け負うことができましたので、これはかなり工賃の引上げに影響できるというふうに認識をしてございます。

また、これはお金だけではなくて、今まで重度の障害で、さすがにどんな事務もやってもらうことができなかった方も、初めて外でポスターを剥がすという業務で、一つ新しい就労につながることもできたということで、これは大変大きなことだと思っております。

また、現在、施設長もかなりアイデアマンでいらして、いろいろと工夫してございまし

て、あと城西国際大学の、昼休みにパンなどの販売の業務も請け負うことができることに なりましたので、ここにもサブレなどですとか、ちよだんごの、おだんごですとか、あと、 ちょっとさくらベーカリーのパンだけですと、大学生にとってはちょっとお財布に厳しい 値段でございますので、そこはちょっと関係の障害者団体のパンを販売するですとか、そういったことも含めながら、就労につなげながら、その上で工賃の増額にもつながるよう な努力を日々検討しているところでございます。

〇西岡委員長 はい。

ほかによろしいですか。

〇清水保健福祉部長 モニタリングの結果につきましては、先ほどもちょっとお話もございましたけれども、年度によって、各部、委員会で、それぞれ所管する施設についての前年度の結果をそれぞれの委員会で、議会の場でご報告をして、ご議論いただくというスタイルをしております。もちろん保健福祉部もそれと同様でやっております。

ただ、私どもの認識といたしましては、冒頭に担当課長がご報告申し上げましたが、指定管理者、事業者が、想定しているとおりの施設管理とサービスを提供してくれているかどうかを確認するんですよと、こういう目的でやっておりますけれども、ただ、その確認をするためのすべ、手段としては、これをやっていますからこれで万全ですという認識は、私どもは一切持ってございません。確認をするためのすべ、手段のうちの一つだというふうに思う、当然のことながらではございますけども、その当然の認識を持っております。

もちろんのこと、それぞれの課長がご報告申し上げましたとおり、日々、私どもの元に も様々なお声が寄せられますし、それから定型、定例的な会議というのももちろんござい ますし、それからこうした区民代表である議会での場での様々なご意見等も当然ございま すので、その時々のご意見を頂きながら、随時やっぱり改善をしていくべきものだろうと いうふうに認識をしております。

したがいまして、何ていうんでしょうか、改めてではございますけれども、今回のモニタリングの結果が、さほど大きなご指摘を頂いていないので、これで万全ですと言うつもりは毛頭ございませんという認識をお伝えしておきたかったということが1点と、それから、ご指摘を頂いた中で、福祉の人材に限らないことかもしれませんけれども、やはり離職ということも含めまして、非常に厳しい状況がこれから先さらに来るんであろうというふうに思っております。人口構成からしましても、やはり労働者不足というのは非常に我が国においても厳しい状況になってくる。我々公務の現場でも当然そうなんだろうというふうに思っております。ましてや、福祉の現場というのは人が頼りのところであることは、労働集約型産業であることは間違いございませんので、その確保というのは、ご指摘いただきましたとおり、先手を打って様々な形で私どももやっていかなければいけないというふうに、大きな課題として認識をしてございます。

それから、おのでら副委員長からご指摘を頂いた件でございますけれども、担当課長が申し上げましたとおり、他の部に関わることもございますので、少し頂いたご意見、政策経営部のほうにもフィードバックをしながらですね、それもどの段階でどこまでできるかというのは、全体の中でまた検討をさせていただければというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

〇西岡委員長 はい。ありがとうございました。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。それでは、(1)指定管理者施設に関するモニタリングについて、 質疑を終了いたします。

次に、(2)(仮称)神田錦町三丁目施設整備住民説明会について、理事者からの説明 を求めます。

〇緒方障害者福祉課長 保健福祉部資料3-1に基づきまして、(仮称)神田錦町三丁目施設整備住民説明会について報告いたします。

項番1、概要ですが、記載のとおり、8月25日日曜日、区役所斜め前にありますかが やきプラザ4階会議室で開催いたしました。これまでの住民説明会などは、近隣の方々が 出席しやすいよう、現場に近い神田錦町三丁目にあるプラットフォームスクウェアの会議 室を利用してきたのですが、今回は会議室が手配できず、やむを得ずかがやきプラザとな りましたが、今後もできるだけ近隣の方々が出席しやすい場所での開催を心がけたいと考えております。

説明しました内容としましては、お手元にあります保健福祉部資料3-2に基づきまして、施設の概要図、地域交流機能を説明いたしました。

参加者は35名で、主な質疑内容でございますが、資料3-2の説明会用資料の4ページをおめくりいただけますでしょうか。こちらの平面図の周りに茶色の部分のバルコニーという部分を説明しましたがために、バルコニーというのは必要なのかですとか、日常的に使用するのかというようなご質問を頂きましたが、こちらは法令上設置義務がありまして、日常的な使用は想定しておらず、避難経路として使用するとお答えいたしました。

ほかには、建物の一番高い場所はどこになるかですとか、可能な限り建物を南側に寄せてほしい、日影図を示してほしいというようなご意見を頂きました。日影図につきましては、今後開催予定の条例に基づく説明会でお示しする予定でございます。

項番2、今後のスケジュールでございます。10月から実施設計に着手、10、11月頃に早期周知制度に基づく設計説明会、12から翌1月中に中高層条例に基づく設計説明会、令和7年7月に新規施設建設工事に着工、令和8年12月竣工、令和9年3月開設予定でございます。

私からの報告は以上でございます。

- ○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。
- 〇白川委員 説明会に出られなかった方からの質問をちょっと受けましたので、今お答え いただければと思います。

1人ですね、この施設、非常に興味があるんだけれども、私は交流したくない人間で、できれば個室というのがあって、そこで一日、テレビなり漫画なり読んだり見たりして、過ごして帰っていくような場所があるといいなと、そういうのはあるんですかというふうに聞かれて、ちょっとお答えできなかったので、今、もし情報があれば教えてください。〇緒方障害者福祉課長 白川委員のご質問は地域交流機能についてだと思っておりまして、資料の9ページですね、地域交流機能というところで、イメージ図レベルでございますけれども、ラウンジ、すみません、10ページのところで、ラウンジ・貸室(2階)というところで、2階に貸室は準備はしておりますが、想定としましては、複数名での会議など

の貸室を想定しまして、個人の方について、まだちょっと運用についてはこれから検討で ございますが、頂いたご意見は、今後の運営の検討の場でも一つ検討案として議論してま いりたいと思っております。

〇白川委員 ありがとうございます。そのままお伝えします。

で、その人によると、決して人と交わるのが好きである人ばかりではなくて、自分のように、できれば人と会わないようにして、家から出てどこかまったりと時間が過ごせるところが欲しいという人もいますよと。できればそういう人にも配慮を下さいということでした。ありがとうございます。

〇緒方障害者福祉課長 貴重なご意見ありがとうございました。こういったことも含めて 検討してまいりたいと思います。

〇西岡委員長 ほかにございますか。

〇はまもり委員 バルコニーのところで教えてください。図面を見てですね、5ページのところ、6階、7階・8階のところは、バルコニーが一周できるようになっているんですけれども、3階、4階・5階のところは、管理諸室等よろず相談事業ということで、一周できないようになっている。

ここは、避難経路としては本当は一周ぐるっとできたほうがいいのかなといった声もあったんですけれども、こちらについてはどのように考えているか教えてください。

〇緒方障害者福祉課長 はまもり委員ご指摘の4ページの各階平面図のところでございますね。申し上げましたとおり、こういう障害者施設には、バルコニーは避難経路として設置の義務が課されてございます。そして、この図の下の左下ぐらいに階段が見えるかと思いますけど、やはりここに向かって避難していくという想定でございますので、こういう、おっしゃったとおり、管理諸室ですとかよろずの相談事業のところからはつながっておりませんけども、両方からここの階段に向かって避難していくというところで、今のところこういった平面図で準備を進めているところでございます。

〇はまもり委員 これは、部屋のつくりとかの設計上、この5ページにあるような、ぐるっと回るようなつくりというのが難しかったんですかね。それに関しては、特に論点にはなっていなかったですか。

〇緒方障害者福祉課長 その点のご指摘は、特に住民説明会では頂いていないところでございますけれども、やはりこの限られた空間スペースを活用するという、今、検討をしている中で、今、この管理諸室のある程度の面積を取るですとか、そういった点からは、このバルコニーの配置が一番適切だというところに落ち着いているところでございます。

〇はまもり委員 避難経路のところは、きっと分かりやすいように表示をしていただくとか、そういった工夫をしていただくことになるのかなと思います。

あと、窓のところも、その質問というところで出てきたというようなことを聞いているんですけど、もしその質問の内容が分かれば、こちらで共有いただけますでしょうか。 〇西岡委員長 すみません。具体的に窓について、どういう。

〇小原高齢介護課長 この施設については高齢介護課も関わっておりますので、窓の位置 について、いわゆる北側の住民の方ということでご質問がありました。

これについては、まだ当日の8月25日午後は、位置はご説明できなかったので、先ほど障害福祉課長がご説明している今後の説明会の際に、なるべく配慮して設置ということ

は区も事業者も認識してございますので、そこをお示ししていきたいなと思っております。 〇西岡委員長 はまもり委員。

〇はまもり委員 ありがとうございます。私も又聞きだったので、プライバシーに配慮してほしいと、窓の置く場所を近くのマンションの方との視線が合わないようにとか、そういったことだったというふうに聞いていたんですが、それが正しいか分からなかったので、ちょっと伺った次第でした。

やはり、今言っていただいたようにそこは配慮していただきつつ、一方で、利用者の方にとって、日光であったりとか換気の面で必要なものだと思いますので、そこは丁寧に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇小原高齢介護課長 この施設につきましては、募集要項の際から近隣の方のご意見等も お聞きしながら進めさせていただいていますので、具体的にこれからお示ししていく中で、 区としても、あるいは近隣の方だけでなく、当然利用される方、入所される方のお立場も 含めて進めてまいりたいと思ってございます。

Oはまもり委員 よろしくお願いします。

また、最後になりますが、今やっていただいているのが住民説明会ということで、こちらは障害者のお子さんをお持ちの保護者の方から、とても楽しみにしていた、必要だというふうに、待ちに待った施設だと思いますが、その利用者の方との説明会、懇談会みたいなものはいつ頃想定しているのか、教えてください。

〇小原高齢介護課長 今の時点でいつというのは、申し訳ございません、決めてはございませんが、当然まだ竣工もしていませんし、開設前にはこういう形で、運用、先ほどの1、2階の地域交流スペース等もございますし、そういう施設の利用については、ちょっと今、いつというのは、大変申し訳ないですけど、お答えできないですけども、説明会については当然開催させていただきたいと思ってございます。

〇はまもり委員 利用者への説明は、多分段階があるのかなと。今おっしゃったような詳細の説明であったり、使い方とか、入所に関してとか、そういったものはもう少し先に進んでからだと思うんですけれども、今の段階から、どういう施設、どういうふうにしていきたいのかといったことを声として、全てを取り入れることはできなかったとしても、声として聞いておくということは大事なんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

〇緒方障害者福祉課長 委員ご指摘のとおり、障害を持つ方の保護者にとられては、もう 待ちに待ったという声を私どもも頂いてございます。これにつきましては、6月に開催し ました障害者支援協議会でも、今年度も議論しておりますし、前回にも今までの協議会で も議論してきております。

また、個別にもですね、私も3階におりますので、ジョブ・サポに送りに来た父兄の方と小まめに会話もしておりますし、日頃からちょっとした気づきですとかも聞くようにしておりますけども、実際出来上がってみて、こんな施設だと思っていなかったというようなことは絶対あってはいけないと思っておりますので、丁寧に耳を傾けながら、こちらの皆さんが喜んでもらえるような施設にしていきたいと考えてございます。

〇はまもり委員 ありがとうございます。一番大事なのは、日頃からのコミュニケーションだとは思います。そちらは継続してやっていただきたいと。

ただですね、やっぱり公式的な懇談会であったり説明会というものも必要だと思います

- ので、ぜひご検討いただきたいと思います。再度よろしくお願いします。
- 〇緒方障害者福祉課長 はい。日程が決まりましたら、また広報等で周知したいと思って おりますので、よろしくお願いいたします。
- 〇西岡委員長 はい。

牛尾委員。

〇牛尾委員 私からも本当に利用者さんが本当に利用しやすいような施設にね、計画していただければなというふうに思います。

私、地域交流機能ですけれども、ここの運営というのは、どこがやる、事業者さんがやるんですか。

〇小原高齢介護課長 今はまだ正式に、地域交流機能の運営については、以前の委員会でもご報告させていただきましたけれども、貸付けにするのか指定管理という手法にするのかということで、最終的には決まってございませんが、区の直営という形ではなく、今、想定しているのは、指定管理という制度で運営していく方法を検討しているところでございます。

〇牛尾委員 この指定管理というのは、運営はもちろん障害者施設もそうですけど、この 地域交流についても、その指定管理者が行うということでよろしいんですか。

〇小原高齢介護課長 すみません。ご説明がちょっと不足しておりました。3階から3、4、5階の3フロアについては、障害者施設ということで運営法人に対して貸付けという形ですね。6から8については、高齢者施設ということで、このフロアについては高齢者施設の法人に対して貸し付ける予定でございます。

1、2階については、また建物は全て一緒なんですけども、この1、2階部分については、運営等について指定管理施設という形で位置づけをさせていただく方向で、今、検討しているということでございます。

〇牛尾委員 もちろんこれ、何ていうかな、予想の絵だからね。これを見ると何か相当本がいっぱいあって、図書館のような感じになっていて、しかも上の写真は、何かどっか商業施設みたいな感じに見えるんだけれども。

一つはね、やはり障害者施設、高齢者施設だから、商業施設じゃないんで、ゆっくりとね過ごせるような、要するにがやがやしていない、もちろん地域交流は必要ですよ。だけれども、商業施設じゃないんで、そこはね、福祉施設なんで、そういう視点で1、2階を設計していただきたいと思いますし、もしそのカフェ等を運営をするというのであるならば、せっかく先ほどのジョブ・サポもあるわけだから、そうしたところを利用してもらうとか、そういったことも念頭に入れて、やはりそのほうが地域の方と障害を持つ方の交流というのは広がると思うんですよね。そういうシステムが必要かなと思いますけれども、いかがですかね。

〇小原高齢介護課長 すみません。ちょっと当日の資料を、今日お配りしている資料3-2に書いてあるんですけども、その中のですね、すみません、恐れ入ります、ページでいくと9ページ、その前からコンセプト等については書いてあるんですけども、具体的には9ページ、10ページということでイメージ図を描いてございます。

12ページのところに地域交流機能の検討案ということで、今、牛尾委員からもありましたけれど、基本的には3階から上については、障害者及び高齢者施設ということですが、

ただ一方、地域、神田公園地区、神田錦町三丁目地区の方との交流という形も含めて、1、2階については、12ページに記載の、入所者や地域の方でのコーヒー、カフェ等も含めた、ここに、今現在の案ですけども、こういう形で地域の方とも利用者の方とも交流するという施設で整備を進めているということでございます。

〇西岡委員長 はい。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。それでは、(2)(仮称)神田錦町三丁目施設整備住民説明会について、質疑を終了いたします。

次に、(3)官学連携した認知症にやさしい地域づくりの実践について、理事者からの 説明を求めます。

○辰島在宅支援課長 官学連携した認知症にやさしい地域づくりの実践について、保健福祉部資料4に基づいて説明をいたします。

項番1、事業の目的と概要でございます。区で取り組んでいる認知症施策の一つに、「認知症サポート企業・大学認証制度」がございます。今年度、令和6年度に、認証大学の共立女子短期大学で「サービス・ラーニング」の授業が開講されます。本科目の中で、区と連携をいたしまして、「はあとカフェ」(認知症カフェ)を履修生の新たな視点で企画・運営することで、地域の高齢者に交流の場を提供すると共に、「共立リーダーシップ」を身につけた学生を育成するというものでございます。

項番の2、実施期間は、9月の下旬から来年、7年の1月下旬の全14回。12月7日 に「はあとカフェ」のクリスマスイベントを開催する予定でございます。

項番の3、主な連携事項でございます。授業内で区在宅支援課による事業の説明、認知 症サポーター養成講座の開催。「はあとカフェ」の見学。クリスマスイベント開催の広報、 あとはイベント当日の補助。またグループ発表、授業でのグループ発表に対する講評を行 います。

項番4、今後の取組みでございます。認知症サポート認証企業・大学をはじめ、官民・ 官学連携をいたしました認知症施策を実施することで、地域全体で認知症の方やその家族 を支援する地域づくりを進めてまいりたいと思います。

資料2枚目、裏面には、認知症サポート企業・大学認証制度の概要を載せてございます。 また、認証企業・大学一覧の一覧につきましては、別紙のとおりでございます。

説明は以上です。

- ○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。
- 〇牛尾委員 すみません。この1の共立リーダーシップというのは、これは具体的に何なんですか。
- ○辰島在宅支援課長 こちら、大学ホームページによりますと、他者と協働して目標達成を目指す力を共立リーダーシップと定義づけているようでございます。
- 〇牛尾委員 大学がそういうふうに位置づけているということ、大学がそういうふうに位置づけているということでよろしいんですね。
- ○辰島在宅支援課長 ええ。委員のご案内のとおりだと思います。
- 〇西岡委員長 はい。

これは、行政としてコストがゼロというところなんですよね。

- 〇辰島在宅支援課長 本連携をするに当たって、区として、行政として支出するということはございません。
- 〇西岡委員長 はい。

えごし委員。

- 〇えごし委員 このはあとカフェの場所は、大学内でやるということでよろしいんでしょうか。
- ○辰島在宅支援課長 今のところ、その予定でございますが、まだ、多分授業の中でいろいろ検討していくかと思いますので、今のところは、まず大学内かとは思いますけれども。 ○西岡委員長 はい。

ほかによろしいですか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。それでは、(3)官学連携した認知症にやさしい地域づくりの実践 について、質疑を終了いたします。

次に、(4)国の出産・子育て応援交付金の法制度化について、理事者からの説明を求めます。

〇千野保健サービス課長 それでは、保健福祉部資料5に基づきまして、現在実施しております国の出産・子育て応援交付金の法制度化につきましてご説明申し上げます。

本件は、令和6年6月に行われた子ども・子育て支援法の改正により決定した制度でございまして、手続等詳細につきましては、今後、年度内に政令で定めるというふうにされておりますので、それを待たなければ決められない部分もございますが、現在決定している内容のご報告をさせていただきますので、その点ご容赦いただければと思います。

それでは資料に基づきましてご説明させていただきます。

初めに、項番1、令和6年度現在の事業概要についてでございます。当事業は、妊娠期から切れ目のない支援の実施を目的に、妊婦への面談や新生児への家庭訪問などの伴走型相談支援と併せて、経済的支援として、妊娠時5万円、出産後5万円の合計10万円のギフトカードを支給しているものでございます。

次に、項番2、法制度化による変更点でございます。本年6月の法改正により、出産・ 子育て応援交付金が妊婦支援給付金として法に位置づけられました。これにより資料記載 の点が変更となります。変更の中で一番大きいものですが、給付方法、こちらが現在ギフ トカードを給付してございますが、これが現金化されます。なお、金額としては、改正前 と後で変更はございません。

次に、項番3、法制度化以後の大まかな支給の流れをご説明させていただきます。資料 記載のとおりではございますが、(1)として、ご本人からの申請に基づき給付を決定。

(2)で、1回目の給付として妊娠時に5万円を給付いたします。(3)ご本人が出産後にその旨を申し出ることで、2回目の給付として、出産後5万円、こちらを給付いたします。なお、先ほど申し上げましたとおり、手続き、詳細は、今後国から通知される予定でございます。

次に、項番4、法に基づく給付の開始でございますが、こちらは令和7年4月1日、来 年度初めからとなってございます。 最後に、項番5、関連事業である都事業についてでございます。現在、東京都は国の制度に上乗せして出産後に5万円のギフトカードを支給しておりますが、こちらにつきましては、現在、次年度の実施方法等を東京都において検討中でございます。

説明は以上です。

- 〇西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。
- 〇えごし委員 ちょっと確認なんですが、これから、「手続き等詳細は内閣府令で定める」となっておりますけれども、この給付金の出産後の5万円というのは、子ども1人に対してでよろしかったでしょうか。
- 〇千野保健サービス課長 委員ご指摘のとおりでございます。
- 〇えごし委員 あと、申請のやり方とか、そういうのもまた詳細が決まってというところだと思いますが、区の考え方として、この子育で応援交付金の制度を進めていくという上に、やっぱり伴走型の支援をということで国としても進められていると思います。例えばそういう申請も、妊娠届の出たときに一緒にその説明をするとか、面談を行うときにまたしっかりとそういう申請を一緒に行っていく、伴走型で支援を行っていくというところも、区の考えとしてしっかりやっていっていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。
- 〇千野保健サービス課長 委員ご指摘のとおり、こちらのまず大きな目的としては、伴走型相談支援に経済型支援を、こちらを併せて実施するというところになっております。実際、経済的支援を併せて実施したことによって、面談率等も大きく向上しているという実績もありますので、この点は途切れることのないように実施していきたいと思っております。
- 〇西岡委員長 牛尾委員。
- 〇牛尾委員 2番の変更点のところで、現状は妊婦及び児童の養育者と。改正後は妊婦のみと。この児童の養育者が外れたのは、これは、児童手当が拡充されるとかそういった理由なのか、そのほかに理由があるのか、いかがですか。
- 〇千野保健サービス課長 こちらでございますが、対象者は、現在は妊娠時は妊婦が対象者になり、出産後はこの児童の養育者、つまり、どちらかご夫婦というところはあり、対象者が一貫していなかったと、そういうようなところがあったんですが、法律上、妊娠に着目してこちらは給付するというふうになりましたので、あくまで妊婦さんが申請者になると、そういうふうなことでございますので、ご指摘のようなそういう違いではございません。
- 〇西岡委員長 またこちらも10分の10負担、国がするということで、特に区としては コストはかからないんですか。
- 〇千野保健サービス課長 委員長おっしゃるとおり、10分の10国が負担するものになっております。
- 〇西岡委員長 はい。ありがとうございます。
- 〇牛尾委員 これ、例えば何らかの理由でね、お子さんを産んだ後に引っ越しちゃったという場合は、引っ越しちゃった先の自治体で申請というふうになるのか、それともそこは連携されているのか、そこはどうなんですか。
- 〇千野保健サービス課長 先ほど来申し上げているとおり、詳細につきましては今後決定

するものではございますが、ただ、どちらに転居されても、国の法律でございますので漏れることがないように実施していくものになります。

〇西岡委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。それでは、(4)国の出産・子育て応援交付金の法制度化について、 質疑を終了いたします。

以上で、日程2、報告事項を終わらせていただきまして、次に、日程3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〇白川委員 補足です。さっきの錦町三丁目施設の、私に聞いてきた方というのは、利用者の方です。精神面でちょっとハンディがある方で、そういう人があんまり交流というのが苦手で、自分の居場所みたいなのをつくってもらえるとうれしいですという話です。補足でした。ちょっと交流という話がさっきあったのかなと思って、一応補足いたします。〇緒方障害者福祉課長 そういった利用者の方のことも考慮に入れて、引き続き運営面の検討など丁寧にやっていきたいと考えてございます。

〇西岡委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。

それでは、執行機関から何かございますか。

〇清水学務課長 9月の11日、新国立競技場にて第1回千代田区立小学校陸上記録会を 実施いたしましたので、実施状況について口頭でご報告させていただきます。

当日の日程についてですが、8時半に開場いたしまして、10時過ぎに開会式を行い、10時半頃から競技を開始いたしました。競技は100メートル走、50メートル走、午後には400メートルリレーを実施し、ほぼ予定どおり14時半頃に閉会となりました。

出席した児童数は528名、保護者等の観覧者は約450名でした。当日は天候に恵まれ、暑い一日となりましたが、子どもたちは元気に過ごしておりました。

100メートル走やリレーについては、全ての子どもたちが真剣に走る姿が大型ビジョンに映し出されるとともに、氏名とともに公式タイムが記録され、オリンピック・パラリンピックの再現を見るような光景でした。子どもたちにとって記憶に残る行事となったのではないかと考えております。

また、競技の合間には、客席で応援する子どもたちの姿や笑顔が大型ビジョンに映し出され、子どもたちが楽しんでいる様子を保護者など観覧者の皆様にもお伝えすることができたのではないかと考えております。

簡単ではございますが、ご報告は以上です。

〇西岡委員長 はい。説明が終わりました。この件に関しまして質問等ございますか。よ ろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇西岡委員長 はい。

続きまして、ほかに何かございますか。

〇窪田福祉総務課長 私からは、敬老会の実施状況について、簡単にご説明させていただきます。

先日、9月17日、18日の敬老会につきましては、常任委員会の皆様をはじめ、区議会の皆様、ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。当日は、事故ですとか大きなトラブルは特段なく、無事終了することができてございます。

私からは、当日の参加者数について、速報値、口頭でご報告申し上げまして、次回の常任委員会で正式な数字を資料を用いてご説明させていただきたいと存じます。当日の参加者速報値でございますが、付添いの方、来賓の方を含めまして1,450名となってございます。

簡単でございますが、ご報告は以上でございます。

- 〇西岡委員長 はい。説明が終わりました。この件に関しまして質問等ございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 〇西岡委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。 午後2時15分閉会